

「かごしま子ども未来プラン2020」 令和2年度関連事業概要

1 結婚，妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

(1) 総合的な結婚支援の推進

① 結婚に対する取組支援

ア 男女の新たな出会いへの支援

- 出会いの機会の提供
 - 出会い・結婚相談事業（子育て支援課）
 - ・ 会員登録管理システムを利用して結婚を希望する方のマッチングを行う「かごしま出会いサポートセンター」において，独身の方の出会いや結婚を支援する。
- 結婚サポーターの育成及びネットワーク化
 - 少子化対策推進事業（結婚アクティブ事業）（子育て支援課）
 - ・ ボランティアで婚活支援を行っていただく婚活サポーターに継続的な活動を行うため，ボランティア保険料を負担する。
- 結婚支援体制の充実
 - 出会い・結婚相談事業【再掲】（子育て支援課）
 - 地域少子化対策強化事業（九州地域戦略会議連携事業）（子育て支援課）
 - ・ 九州・山口出身で首都圏に進学した大学生を対象に，地元での就職・結婚・子育てを促進するためのライフデザインセミナーを実施する。

② 結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境整備

ア 結婚を応援する気運の醸成

- 幅広い啓発活動の展開
 - 出会い・結婚相談事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 会員登録管理システムを利用して結婚を希望する方のマッチングを行う「かごしま出会いサポートセンター」において，独身の方の出会いや結婚を支援する。
 - 地域少子化対策強化事業（九州地域戦略会議連携事業）【再掲】
（子育て支援課）
 - ・ 九州・山口出身で首都圏に進学した大学生を対象に，地元での就職・結婚・子育てを促進するためのライフデザインセミナーを実施する。
- 結婚に伴う新生活の支援

- 結婚新生活支援事業（子育て支援課）
 - ・ 新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃・引越費用等）を支援する市町村に対し、事業費の一部を補助する。
- 企業等による結婚支援
 - かごしま結婚・子育てサポート宣言企業の募集（子育て支援課）
 - ・ 社会全体で結婚及び子育てを応援する気運を高めるため、従業員の結婚及び子育ての支援に積極的に取り組む企業を広く県民に紹介する。
- ライフデザインの早期形成の推進
 - 出会い・結婚相談事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 県内企業の若手社員等を対象に、早い時期から結婚や出産・子育てに関する自分の将来像について考えるきっかけづくりを行うライフデザインセミナーを実施する。

（2）健やかな妊娠・出産への支援

① 妊娠・出産等に関する総合的な支援体制の充実

ア 妊娠・出産・産後にわたる切れ目ない支援

- 妊産婦の健康の確保
 - 女性健康支援センター事業（子ども家庭課）
 - ハイリスク母子保健対策事業（子ども家庭課）
 - 母子保健従事者研修事業（子ども家庭課）
- 低出生体重児低減のための取組
 - 女性健康支援センター事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ハイリスク母子保健対策事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 母子保健従事者研修事業【再掲】（子ども家庭課）
- 妊産婦への相談支援体制の充実
 - ハイリスク母子保健対策事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 女性健康支援センター事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 母子保健従事者研修事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 母子保健活動に従事している母子保健推進員や保健師・助産師等に対して研修を実施し、資質の向上を図る。
 - 不妊専門相談センター事業（子育て支援課）
 - ・ 一般相談窓口（県保健所）及び専門相談窓口（鹿児島大学病院）の設置による、不妊による悩みへの相談対応及び不妊治療に係る情報の提供
- 産後ケアなど、妊産婦の心身のケアへの取組
 - ハイリスク母子保健対策事業【再掲】（子ども家庭課）

- 母子保健従事者研修事業【再掲】（子ども家庭課）
- HTLV-1母子感染防止対策の推進
 - がん対策総合推進事業（がん克服総合推進事業）（健康増進課）
 - ・ HTLV-1の総合的な対策のための協議会の開催や、講演会やリーフレットの作成による普及啓発を行うとともに、母子関連防止の取組に対するアンケート調査を行う。
 - がん対策総合推進事業（HTLV-1等母乳を介する母子感染対策推進事業）（健康増進課）
 - ・ 母乳を介する母子感染を防ぐため、ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）等の陽性妊婦から生まれた乳児の粉ミルク代の一部を助成する。
- イ 妊娠・出産に係る経済的負担の軽減
 - 不妊治療費の助成
 - 不妊治療費助成事業（子育て支援課）
 - ・ 不妊に悩む夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を受ける夫婦に対し、不妊治療費助成金を給付する。
 - 離島地域不妊治療費支援
 - 離島地域不妊治療費支援事業（子育て支援課）
 - ・ 特定不妊治療の指定医療機関のない離島地域の特定不妊治療受診者の経済的負担の軽減を図るため、通院に要する交通・宿泊費用の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助する。
 - 離島における出産経費の助成
 - 離島地域出産支援事業（子ども家庭課）
 - ・ 常駐の産科医がない離島地域の妊婦の経済的負担の軽減を図るため、健診や出産時に要する交通・宿泊等費用の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助する。
- ウ 不妊に悩む方等に対する支援の充実
 - 不妊相談体制の充実
 - 不妊専門相談センター事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 一般相談窓口（県保健所）及び専門相談窓口（鹿児島大学病院）の設置による、不妊による悩みへの相談対応及び不妊治療に係る情報の提供
 - 不妊治療費の助成
 - 不妊治療費助成事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 不妊に悩む夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を受ける夫婦に対し、不妊治療費助成金を給付する。
 - 離島地域不妊治療費支援
 - 離島地域不妊治療費支援事業【再掲】（子育て支援課）

② 母子保健対策の推進

ア 母子保健対策の充実

- 乳幼児の健康支援
 - ハイリスク母子保健対策事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 乳幼児発達相談指導事業（子ども家庭課）
 - 母子保健従事者研修事業【再掲】（子ども家庭課）
- 妊娠・出産等に関する相談体制の充実
 - 女性健康支援センター事業【再掲】（子ども家庭課）
- 予防接種の推進
 - 予防接種指導事業（健康増進課）
 - ・ 定期予防接種に対する指導・調査を行う。
- むし歯予防対策の推進
 - 歯科口腔保健意識啓発事業（フッ化物洗口推進支援事業・フッ化物洗口普及啓発事業）（健康増進課）
 - ・ むし歯予防の有効な手段であるフッ化物洗口の普及啓発及びフッ化物洗口を活用したむし歯予防対策に取り組む市町村に対する歯科医師，歯科衛生士の派遣支援
 - 歯科保健教育の充実（保健体育課）
 - ・ 学校行事等において，児童生徒が主体的に取り組む歯と口の健康づくり活動の推進
- 正しい性の知識の提供と子どもたちが自ら決定できる能力獲得への取組の推進
 - 女性健康支援センター事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 専門相談窓口（鹿児島県助産師会），一般相談窓口（県保健所）の設置による女性の健康に関する情報提供・相談の実施
 - エイズ予防対策事業（健康増進課）
 - ・ HIV感染やエイズの発症を予防するため，正しい知識の普及啓発を行う。また，感染が疑われる方の検査や相談を行うため，相談・指導業務に従事する職員等に対する研修を実施

イ 親に寄り添う支援

- 乳幼児健康診査等における早期気づき・早期支援の推進
 - ハイリスク母子保健対策事業【再掲】（子ども家庭課）
- 乳幼児発達相談の実施
 - 乳幼児発達相談指導事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 離島地域において発育発達クリニックを定期的を開催し，発育や精神・

運動等の発達に問題のある乳幼児又はそのおそれのある乳幼児等に対して、早期に専門的支援を行うほか、必要に応じて療育につなぐことにより乳幼児の健全な発達を促進する。

- 育児不安や育てにくさを感じる親への支援
 - 小児慢性特定疾病児支援事業（子ども家庭課）
 - ハイリスク母子保健対策事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ ハイリスク母子に対する訪問等による相談支援の実施
 - 母子保健従事者研修事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 女性健康支援センター事業【再掲】（子ども家庭課）
- 先天性代謝異常等検査の実施
 - 先天性代謝異常等検査事業（子ども家庭課）
 - ・ 生後まもない血液検査での異常の早期発見と早期治療による障害発生の未然防止

（3）周産期医療・小児医療の提供体制の確保

① 周産期医療提供体制の確保

ア 安全で良質な周産期医療の提供

- 周産期医療体制の充実
 - 周産期医療体制推進事業（子ども家庭課）
 - ・ 周産期医療協議会の開催，周産期医療体制の整備を推進
- 周産期母子医療センター等の医療機能の確保と連携の充実
 - 周産期母子医療センター支援事業（子ども家庭課）
 - ・ 周産期母子医療センターへの運営費補助
- 周産期の救急搬送体制の充実
 - 周産期医療体制推進事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 保健医療計画に基づく緊急時の母体・新生児搬送等の体制整備の推進
 - 救急医療確保対策事業（保健医療福祉課）
 - ・ 専門の医師や医療設備が不足しがちな離島等における，救急医療を確保するため，ヘリコプターによる急患搬送体制の整備を図る。
 - ・ 本県の救急搬送体制を強化するため，消防・防災ヘリコプター等に医師等が搭乗し，現場へ出動するシステムを確立する。
 - ・ 沖縄県ドクターヘリの運航により奄美南部（与論島，沖永良部島，徳之島）の救急搬送を行う。
 - ・ 救急医療体制の充実・強化を図るため，医師等が速やかに救急現場等に出動して傷病者に対して必要な治療を行うとともに医療機関に短時間で搬送する救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）の運航に必要な経費を鹿

児島市立病院に対し助成する。

- ・ 奄美地域の救急医療体制の充実・強化を図るため、関係機関との協議及び調整を行い、奄美ドクターヘリの安全かつ効率的な運航を図る。
- 消防・防災ヘリコプター管理運営事業（消防保安課）
 - ・ 急患搬送等に、消防・防災ヘリコプターを幅広く有効に活用するため、ヘリの円滑な運行管理を行う。
- 奄美ドクターヘリ運航事業（県立病院課）
 - ・ 奄美地域の救急医療体制の充実・強化を図るため、県立大島病院において、医師等が速やかに救急現場等に出動して傷病者に対して必要な治療を行うとともに医療機関に短時間で搬送する救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）を運航する。
- NICU等への長期入院児に対する支援
 - ハイリスク母子保健対策事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 母子保健従事者研修事業【再掲】（子ども家庭課）
- 産科医や助産師等人材の確保と育成
 - 看護師等養成所運営事業（医師・看護人材課）
 - ・ 看護職員の確保及び看護師等養成所における教育内容の充実・向上を図るために、看護師等養成所の運営費補助
 - 看護職員修学資金等貸与事業（医師・看護人材課）
 - ・ 看護職員の確保と定着及び質の向上に資するため、将来看護職員として就業しようとする学生、生徒に対して修学資金を貸与
 - 特定診療科医師派遣事業（医師・看護人材課）
 - ・ 安心して子どもを産み育てられる環境を目指し、産科医等が不足する地域の中核的な病院等に産科医を派遣
 - 専門医養成支援事業（医師・看護人材課）
 - ・ 医師不足が特に深刻な小児科・産科（産婦人科）・麻酔科・救急科及び総合診療科の従事医を確保するため、特定診療科の専門研修を受ける医師に対し、研修期間に応じた研修奨励金を支給
 - 医師修学資金貸与制度「特定診療科枠」（医師・看護人材課）
 - ・ 将来、県内の産科・小児科の地域の中核的な病院等に勤務しようとする医学生に対して修学資金を貸与
 - 産科医療体制確保支援事業（子ども家庭課）
 - ・ 産科医療体制の確保が困難な地域において、市町村等が新たに産科医等を確保するための取組を支援
 - 産科医等確保支援事業（子ども家庭課）
 - ・ 分娩を取扱う病院、診療所及び助産所における産科・産婦人科医師及び

助産師を確保するため、分娩手当等に係る費用の一部について補助

② 小児医療提供体制の確保

ア 小児医療体制の充実・強化

- 小児救急医療体制の整備
 - 小児救急医療拠点病院運営費補助事業（子ども家庭課）
 - ・ 二次医療圏単位での小児救急医療体制の確保が困難な地域において、休日及び夜間における小児の重症救急患者の医療を確保するための経費を補助
- 小児救急電話相談事業（#8000番）の実施
 - 小児救急電話相談事業（子ども家庭課）
 - ・ 夜間等の小児科への患者集中の緩和や保護者等の不安の軽減を図るため、小児患者を持つ保護者等からの電話相談に対して、看護師等が症状に応じた助言を行う。
- かかりつけ医の重要性の普及啓発
 - 地域医療連携促進事業（かかりつけ医普及啓発事業（保健医療福祉課）
 - ・ 地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を担う「かかりつけ医」の認定制度を運営するとともに、「かかりつけ医」を持つことの必要性を県民に広く普及する。
- かかりつけ医に対する支援体制の整備
 - 救急医療確保対策事業（第二次救急医療施設整備費補助）
(保健医療福祉課)
 - ・ 地域の医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図り、地域の医療水準の向上を図る。
- 小児科医をはじめとした医師の確保
 - 特定診療科医師派遣事業【再掲】（医師・看護人材課）
 - ・ 安心して子どもを産み育てられる環境を目指し、産科医等が不足する地域の中核的な病院等に産科医を派遣
 - 専門医養成支援事業【再掲】（医師・看護人材課）
 - ・ 医師不足が特に深刻な小児科・産科（産婦人科）・麻酔科・救急科及び総合診療科の従事医を確保するため、特定診療科の専門研修を受ける医師に対し、研修期間に応じた研修奨励金を支給
 - 医師修学資金貸与制度「特定診療科枠」【再掲】（医師・看護人材課）
 - ・ 将来、県内の産科・小児科の地域の中核的な病院等に勤務しようとする医学生に対して修学資金を貸与

イ 小児在宅医療の充実

- 在宅療養児及び家族への支援
 - ハイリスク母子保健対策事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 母子保健従事者研修事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 小児在宅医療環境向上事業（子ども家庭課）
 - ・ 小児在宅医療についての課題を把握し、医療・保健・福祉・教育・行政による連携を促進するとともに、小児在宅医療の環境づくりを支援する取組を進める。
 - 在宅重度心身障害児の家族支援
 - 在宅重度心身障害児の家族支援事業（障害福祉課）
 - 在宅療養児や家族の交流の促進
 - 小児慢性特定疾病児支援事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 慢性的な疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整やその他の事業を実施
 - ・ 子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる特定の疾患について、治療に必要な経費について助成する。
 - 在宅医療を支える人材育成
 - 小児在宅医療環境向上事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 看護や介護の支援関係者を対象とした在宅医療に係る技術向上のための研修の実施
 - 関係機関の連携による支援体制の整備
 - 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業（障害福祉課）
 - ・ 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- ウ 小児慢性特定疾病対策の推進
- 小児慢性特定疾病医療費の助成
 - 小児慢性特定疾病医療費助成事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる特定の疾患について、治療に必要な経費について助成する。
 - 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付
 - 小児慢性特定疾病児童等日常生活給付事業（子ども家庭課）
 - ・ 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付する市町村に、その経

費の一部を補助する。

- 適切な医療や療育が受けられる在宅医療の推進や自立の促進に向けた支援体制の整備

- 小児慢性特定疾病児支援事業【再掲】（子ども家庭課）

- ・ 慢性的な疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整やその他の事業を実施

エ 子育て家庭の経済的負担の軽減

- 乳幼児医療費助成

- 乳幼児医療費助成事業（子ども家庭課）

- ・ 未就学児の医療費助成を行う市町村に対して、保険診療に係る自己負担金が1人月額3,000円を超える部分の一部を補助（住民税非課税世帯については、自己負担金全額の一部を補助）

- 子ども医療給付制度の充実

- 乳幼児医療給付事業（子ども家庭課）

- ・ 経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯を対象に医療機関等における窓口負担をなくす乳幼児医療給付費の助成を行う市町村に対し、県がその経費の一部を補助

- 養育医療の給付

- 養育医療等給付（子ども家庭課）

- ・ 医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担する。

- 小児慢性特定疾病医療費の助成

- 小児慢性特定疾病医療費助成事業【再掲】（子ども家庭課）

- 障害児に対する医療費の給付

- 自立支援医療事業（障害福祉課）

- 重度心身障害者医療費助成事業（障害福祉課）

- 在宅重度心身障害児の家族支援

- 在宅重度心身障害児の家族支援事業【再掲】（障害福祉課）

2 安心して子育てができる社会づくり

（1）社会全体で子育てを応援する気運の醸成

① 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

ア 地域で子育てを応援する気運づくり

- かがしま子育て支援パスポート事業の推進
 - かがしま子育て支援パスポート事業（子育て支援課）
 - ・ 妊婦や18歳未満の子どもがいる世帯が協賛店でパスポートを提示すると、協賛店独自の子育て支援サービスの提供を受けることができる。
- 「かがしま子育て応援企業」の登録・紹介
 - 子育て応援企業登録事業（雇用労政課）
 - ・ 一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法に基づく。）を策定した旨を労働局に届け出ており、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かがしま子育て応援企業」として登録
 - ・ 登録企業の名称・取組内容等を県ホームページ、広報誌、ハローワークや若者就職サポートセンターにおける各就職窓口等において紹介
- 「育児の日」の普及促進
 - 「育児の日」（毎月19日）の事業（子育て支援課）
 - ・ 「育児の日」について、県の特定事業主行動計画に記載するとともに、「育児の日」の前後を含めた連続休暇の取得促進について全庁に周知
 - ・ 市町村や民間企業に対して、「育児の日」の周知と職場におけるノー残業デーや年休取得促進日の設定を依頼
 - ・ 「育児の日」をノー残業デーに設定するなどの取組を行う企業を「『育児の日』協力企業」として登録
- 「育児の日」協力企業の登録・紹介
 - 「育児の日」協力企業の取組事例の紹介（子育て支援課）
 - ・ 県では、県民一人ひとりが「家庭」や「地域」、「職場」で子育てを支えていく取組みを積極的に実施する日として、平成22年4月から毎月19日を「育児の日」と定め、社会全体で子育てを応援する機運の醸成に取組み、「育児の日」協力企業における具体的な取組事例等を、県HPや「育児の日フォーラム」において紹介
- 男性の家事・育児参加促進
 - 男性の家事・育児参加促進事業（地域少子化対策強化事業）（子育て支援課）
 - ・ 「かがしまイクメン応援サイト」による情報発信や男性の家事・育児参加を促進するガイドブックの作成など、男性の家事・育児参加への機運を醸成することで、地域における男性（父親）の積極的な家事・育児参加を促進

② 地域における人材育成

ア 地域人材の活用と育成

○ 高齢者が行う子育て支援活動の促進

● 【新規】子ども食堂もポイントアップ！元気度アップ！推進事業

(高齢者生き生き推進課)

- ・ 高齢者を含むグループが主体的に行う互助活動及び新規設立グループや新たな高齢者が参加したグループに対して、地域商品券等に交換できるポイントを付与し、高齢者の健康維持や介護予防への取組を促進するとともに、高齢者を地域全体で支える活動を促進し地域活性化を図る。

また、子育て支援及び子ども食堂への支援活動等に対するポイントを加算し、高齢者による子育て支援活動を促進する。

○ ファミリー・サポート・センターの設置促進

● 仕事と家庭の両立支援事業（雇用労政課）

- ・ 国や市町村と連携を図りながらファミリー・サポート・センターの設置を促進
- ・ 啓発用リーフレットの作成
- ・ 県広報誌「労働かごしま」等による広報・啓発
- ・ 未設置市町村への指導・助言・情報提供

○ 子育て支援等の担い手となる人材の確保及び資質の向上

● 子ども・子育て支援総合対策事業（子育て支援員研修事業）

(子育て支援課)

- ・ 子育て支援員の確保及び資質の向上を図るための研修の実施

○ 子ども食堂への支援

● 【新規】子ども食堂立上げ応援プロジェクト【再掲】(子育て支援課)

○ 地域社会に蓄積された知恵を生かした異年齢集団での活動の推進

● かごしま地域塾推進事業（青少年男女共同参画課）

- ・ かごしま地域塾グレードアップセミナーの開催
- ・ 優れた地域塾の認証
- ・ かごしま地域塾の活動支援助成
- ・ 放課後子ども教室運営費助成
- ・ かごしま子どもリーダー塾開催の支援

(県青少年育成県民会議への補助事業：高校1年生)

○ 放課後子ども教室への支援

● かごしま地域塾推進事業（放課後子ども教室運営費補助）

(青少年男女共同参画課)

- ・ 放課後に小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な活動

場所を確保し，地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援

○ 地域で家庭教育支援に携わる人材の養成

- 【新規】みんなで支える家庭教育推進事業（社会教育課）
 - ・ 全ての保護者が自分の子育てに自信を持ち，楽しみながら安心して子育てをすることができるよう，家庭，学校，地域，企業等のさまざまな機関・団体が連携し，地域全体で家庭教育を支援していく気運の醸成を図る。

(2) 地域における子育ての支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

ア 子育て支援体制の整備

- 地域子育て支援拠点の設置促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業）（子育て支援課）
 - ・ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い，子育てについての相談，情報提供などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進
- 地域子育て支援拠点に携わる人材の育成
 - 地域子育て支援センター職員等研修事業（子育て支援課）
 - ・ 地域の子育て支援に携わる地域子育て支援拠点事業所職員等を対象とした研修会開催等による人材育成及び資質の向上
- 子育て世代包括支援センターの設置促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業）【再掲】
(子育て支援課)
- 子ども食堂への支援
 - 【新規】子ども食堂立上げ応援プロジェクト【再掲】（子育て支援課）

② 保育サービスの充実

ア 保育基盤の充実

- 保育所等の整備促進
 - 安心こども基金総合対策事業（子育て支援課）
 - ・ 保育所及び認定こども園の整備に要する経費の一部を助成
- 地域型保育の実施促進
 - 児童福祉法施行事務費（子育て支援課）

- 保育の質の向上のための環境整備促進
 - 子ども・子育て支援総合対策事業（幼児教育の質の向上のための緊急環境整備）
（子育て支援課）
 - ・ 幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより，質の高い環境で，子どもを安心して育てることができる体制を整備

イ 多様な保育サービスの提供

- 利用者支援の実施促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業）（子育て支援課）
 - ・ 子ども又はその保護者の身近な場所で，教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに，関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進
- 延長保育の実施促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業）（子育て支援課）
 - ・ 保育認定を受けた子どもについて，通常の利用日数及び利用時間以外の日及び時間において，保育所，認定こども園等で保育を行う延長保育の実施促進
- 地域子育て支援拠点の設置促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業）【再掲】
（子育て支援課）
 - ・ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い，子育てについての相談，情報提供などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進
- 一時預かり事業の実施促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業）（子育て支援課）
 - ・ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について，主として昼間において，幼稚園，保育園，その他の場所で一時的に預かり，必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進
 - 私立学校助成事業（預かり保育推進事業補助）（子育て支援課）
 - ・ 私立幼稚園における預かり保育の実施に要する経費の一部を助成
 - 私立学校助成事業（休業日預かり保育推進事業補助）（子育て支援課）
 - ・ 保護者や地域ニーズに対応するとともに，保護者及び幼稚園の経費負担の軽減を図るため，幼稚園の休業日及び長期休業日において「預かり保育」を実施する子育て支援策に意欲的な私立幼稚園に対し助成
- 病児保育の実施促進
 - 【新規】子ども・子育て支援総合対策事業（病児保育事業（体調不良児対応型））
（子育て支援課）

- 保育所等において、病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備を行い、病児の受入れ可能な施設の拡大を図る。
 - 地域子ども・子育て支援事業（病児保育事業）（子育て支援課）
 - 病気の子どもを一時的に保育するほか、預かりや保育中に体調不良となった場合に看護師等を活用した緊急的な対応を図り、児童の福祉の向上を図る。
- 医療的ケア児の受入推進
 - 【新規】医療的ケア児等受入体制構築促進事業（子育て支援課）
 - 市町村や保育所等に対して、保育所等における医療的ケア児の受入を促進するためのセミナーの実施などにより、保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備
- 保育所等への巡回支援の促進
 - 障害児通所給付事業（障害福祉課）
 - 障害児が通う保育所に対し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
- 保育所等の障害児保育の促進
 - 子どものための教育・保育給付事業（子育て支援課）
 - 世帯の所得の状況、その他の事情により、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に係る費用の一部を補助することにより、子どもが健やかに成長するように支援
- 休日保育の実施促進
 - 子どものための教育・保育給付事業【再掲】（子育て支援課）
 - 世帯の所得の状況、その他の事情により、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に係る費用の一部を補助することにより、子どもが健やかに成長するように支援
- 子育て短期支援の実施促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（子育て短期支援事業）（子育て支援課）
 - 家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う短期預かり事業の実施促進
- ファミリー・サポート・センターの設置促進
 - 仕事と家庭の両立支援事業【再掲】（雇用労政課）
 - 国や市町村と連携を図りながらファミリー・サポート・センターの設置を促進
 - 啓発用リーフレットの作成
 - 県広報誌「労働かごしま」等による広報・啓発

- ・ 未設置市町村への指導・助言・情報提供
- 幼稚園等における子育て支援の実施促進
 - 私立学校助成事業（預かり保育推進事業補助）【再掲】（子育て支援課）
 - 私立学校助成事業（休業日預かり保育推進事業補助）【再掲】（子育て支援課）
- 認定こども園の整備促進
 - 安心こども基金総合対策事業【再掲】（子育て支援課）
- 認可外保育施設の保育の質及び安全性の確保・向上
 - 【新規】巡回支援指導員（子育て支援課）
 - ・ 巡回支援指導員を県に配置し、県が所管する全ての認可外保育施設を対象に、保育中の重大事故の防止や指導監督基準の遵守など、施設に対し助言を行う。
- 外国人幼児に関する相談対応
 - 児童福祉法施行事務費【再掲】（子育て支援課）
- ウ 子育て家庭の経済的負担の軽減
 - 子どものための教育・保育給付
 - 子どものための教育・保育給付事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 世帯の所得の状況、その他の事情により、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に係る費用の一部を補助することにより、子どもが健やかに成長するように支援
 - 幼児教育・保育の無償化
 - 子どものための教育・保育給付事業【再掲】（子育て支援課）
 - 子育てのための施設等利用給付事業（子育て支援課）
 - ・ 市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、施設等利用費の費用を一部負担
 - 無償化支援等事業（子育て支援課）
 - ・ 幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となるシステム改修及び事務費について市町村に対し助成
 - 第3子以降の保育料等の軽減
 - 多子世帯保育料等軽減事業（子育て支援課）
 - ・ 私立幼稚園・保育所等を利用する多子世帯の第3子以降の保育料等に対し助成
 - 実費徴収にかかる補足給付
 - 地域子ども・子育て支援事業（実費徴収に係る補足給付事業）
(子育て支援課)
 - ・ 低所得世帯の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を

受けた場合に当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助

- 子どもの生活支援対策の周知
 - 【新規】子ども食堂立上げ応援プロジェクト【再掲】（子育て支援課）
- エ 教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督，評価，運営改善等の実施
 - 保育所児童保育要録等の周知
 - 児童福祉法施行事務費【再掲】（子育て支援課）
 - 効率的な指導監査の実施
 - 児童福祉法施行事務費【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 特定教育・保育施設等が子ども・子育て支援新制度等の関係法令の遵守及び適正な運営を行うことを目的に，指導監査を実施する。
 - 教育・保育施設における自己評価，関係者評価，第三者評価の実施促進
 - 児童福祉法施行事務費【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 地域型保育の実施を促進することで，待機児童の解消や地域の子育て支援の維持，確保を図る。

③ 放課後児童対策の促進

ア 放課後児童対策の促進

- 放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長の促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）（子育て支援課）
 - ・ 放課後等に児童が安心して生活できる居場所を確保するため，放課後児童クラブの運営費の一部を補助
- 放課後児童クラブの整備促進
 - 児童健全育成対策事業（放課後児童クラブ施設整備費）（子育て支援課）
 - ・ 待機児童解消のため，学校の空き教室・既存の保育所等の空き施設を活用するなど，放課後児童クラブの施設整備を促進
- 放課後子ども総合プラン推進委員会の開催
 - 放課後子ども総合プラン推進事業（子育て支援課）
- 放課後子ども教室への支援
 - かごしま地域塾推進事業（放課後子ども教室運営費補助）【再掲】
（青少年男女共同参画課）
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の研修
 - 放課後子ども総合プラン推進事業【再掲】（子育て支援課）
- 放課後児童支援員等の確保及び資質向上
 - 児童健全育成対策事業（放課後子ども総合プラン推進事業）（子育て支援課）
 - ・ 県放課後子ども総合プラン推進委員会の運営，放課後児童支援員認定資

格研修の実施及び認定者の登録等を行う。

- 放課後児童クラブにおける障害児の受入
 - 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）【再掲】
（子育て支援課）
- 就学児を対象とした障害児通所支援の推進
 - 障害児通所給付事業【再掲】（障害福祉課）
- 放課後児童クラブの保護者負担の軽減
 - 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）【再掲】
（子育て支援課）
 - ・ 保護者負担金の軽減を図るため、放課後児童クラブの運営費の一部を補助
- 放課後児童支援員等の賃金改善
 - 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）【再掲】
（子育て支援課）
 - ・ 放課後児童支援員の資質向上を図り、児童の安全や事業の質を高めるとともに放課後児童支援員の処遇改善を図るため、放課後児童クラブの運営費の一部を補助

④ 子育て支援のネットワークづくり

ア 各種相談支援機能の充実

- 子育て世代包括支援センター設置促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業）（子育て支援課）
- 地域子育て支援拠点の設置促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業）【再掲】
（子育て支援課）
- 児童相談所の相談機能の充実
 - 児童虐待防止関連事業（子ども家庭課）
 - ・ 児童の問題に関する相談機関である児童相談所における相談機能の充実
- 家庭児童相談室による相談の実施
 - 家庭児童相談室設置事業（子ども家庭課）
 - ・ 地域振興局等の家庭児童相談室における家庭相談員等による相談の実施
- 子ども・家庭110番による電話相談の実施
 - 子ども・家庭110番設置事業（子ども家庭課）
 - ・ 児童及びその家族に関する問題等について、中央児童相談所において電話による相談、関係機関との調整
（相談時間：平日午前9時から午後10時まで）
- 小児救急電話相談事業（#8000番）の実施

- 小児救急電話相談事業【再掲】(子ども家庭課)
 - ・ 夜間等の小児科への患者集中の緩和や保護者等の不安の軽減を図るため、小児患者を持つ保護者等からの電話相談に対して、看護師等が症状に応じた助言を行う。
- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進
 - 地域子ども・子育て支援事業(乳児家庭全戸訪問事業)(子ども家庭課)
 - ・ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や療育環境等の把握を行う。
- 養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問事業)の推進
 - 地域子ども・子育て支援事業(養育支援訪問事業)(子ども家庭課)
 - ・ 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な療育の実施を確保する。
- 家庭教育・子育てに関する情報の提供
 - 【新規】みんなで支える家庭教育推進事業【再掲】(社会教育課)
- 男女共同参画に係る相談の実施
 - 男女共同参画相談事業(男女共同参画室)
 - ・ 男女共同参画センターにおける子育てや家庭等の問題についての相談対応
- 配偶者等からの暴力対策の推進
 - 配偶者等からの暴力対策推進事業(男女共同参画室)
 - ・ 配偶者等からの暴力対策会議の開催、DV被害者支援コーディネーターの派遣 など

⑤ 子どもの健全育成

ア 青少年健全育成の推進

- 「郷土に学び・育む青少年運動」の推進
 - 青少年環境づくり推進事業(青少年男女共同参画課)
 - ・ 青少年育成指導員研修会の開催
 - ・ 「かごしま地域塾」の活動の充実
 - ・ 広報誌「せつぺとべ」の発行
 - ・ 「青少年育成の日」や「家庭の日」の普及・啓発 等
 - 「郷土に学び・育む青少年運動」推進事業(青少年男女共同参画課)
 - ・ 青少年育成指導員等研修会の開催
 - ・ 青少年育成指導員による管内の市町村、学校、関係機関・団体、青少年育成コーディネーター等への指導助言、情報の提供
 - ・ 鹿児島県青少年育成指導者研修会の開催
 - ・ 広報紙「せつぺとべ」の発行

- ・ 「家庭の日」作品募集 等
- 青少年団体連絡協議会補助事業（青少年男女共同参画課）
 - ・ 青少年の健全育成を担う団体の育成及び団体相互の連携と意識の高揚を図るため、研修や青少年の社会参加を促進
- 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進
 - 社会教育指導者養成事業（社会教育課）
 - ・ 社会教育関係団体の指導者や、ジュニア・リーダー等を対象に、指導者としての資質向上のための研修の実施
 - 青少年環境づくり推進事業【再掲】（青少年男女共同参画課）
 - ・ 青少年育生指導員研修会の開催
 - ・ 「かごしま地域塾」の活動の充実
 - ・ 広報誌「せつぺとべ」の発行
 - ・ 「青少年育成の日」や「家庭の日」の普及・啓発 等
- 児童館・児童センター等の活用
 - 児童厚生施設の把握（子育て支援課）
- 不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進
 - スクールカウンセラー配置事業（義務教育課・高校教育課）
 - ・ 児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして全ての教育事務所及び鹿児島市に配置し、全ての公立小・中学校、義務教育学校、並びに21校及び希望する特別支援学校へ派遣し、児童生徒の不登校やいじめなど問題行動等の未然防止や解決を図る。
 - スクールソーシャルワーカー活用事業（義務教育課）
 - ・ 市町村教育委員会等に社会福祉等の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉等の関係機関との連携を図るとともに、児童生徒の問題行動の背景にある環境への働きかけを行うことにより課題解決を図る。
- 子ども食堂への支援
 - 【新規】子ども食堂立上げ応援プロジェクト【再掲】（子育て支援課）

⑥ 障害児施策の充実

ア 早期気づき・早期支援の推進

- 乳幼児健康診査等における早期気づき・早期支援の推進
 - ハイリスク母子保健対策事業【再掲】（子ども家庭課）
- 乳幼児発達相談の実施
 - 乳幼児発達相談指導事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 離島地域において発育発達クリニックを定期的を開催し、発育や精神・

運動等の発達に問題のある乳幼児又はそのおそれのある乳幼児等に対して、早期に専門的支援を行うほか、必要に応じて療育につなぐことにより乳幼児の健全な発達を促進

イ 障害児施策の充実

- 障害児通所支援の推進
 - 児童発達支援利用者負担軽減対象事業（障害福祉課）
 - ・ 児童発達支援と保育所等の2か所に併行通園を行っている就学前と障害児利用者負担の一部を助成することにより、早期療育の機会の確保と若い世帯を中心とした保護者の方々の経済的負担を軽減
- 障害児への介護等の実施（ホームヘルプ）
- 障害児に対する保護の実施（ショートステイ）
- 障害児入所施設における入所支援の推進
 - 障害児施設給付費等事業（障害福祉課）
 - ・ 県から支給決定を受けた保護者等に対し、町外支給決定に係る障害児が受けた障害児施設支援に必要な費用の給付、幼保児童が施設に入所した場合の必要な経費等を支援
- 障害児入所施設における小規模グループケア等の推進
 - 障害児施設給付費等事業【再掲】（障害福祉課）
 - ・ 県から支給決定を受けた保護者等に対し、町外支給決定に係る障害児が受けた障害児施設支援に必要な費用の給付、幼保児童が施設に入所した場合の必要な経費等を支援
- 医療的ケア児等への支援
 - 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業【再掲】（障害福祉課）
 - ・ 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- 発達障害児等への支援体制の整備
 - こども総合療育センター運営事業（障害福祉課）
 - ・ 障害児全般にわたる総合相談窓口における助言・指導
 - ・ 発達障害児、知的障害児及び肢体不自由児を対象とした外来診療・療育
 - ・ 地域療育支援体制構築のための助言・指導、地区別市町村支援者研修の実施等
 - 発達障害者支援体制整備促進事業（障害福祉課）
 - ・ 県内各地域に発達障害や支援体制を構築し、すべての障害児が身近な地

域でライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制の充実を図る。

- 保育所等への巡回支援の促進
 - 障害児通所給付事業【再掲】（障害福祉課）
 - 障害児が通う保育所に対し，集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
- 保育所等の障害児保育の促進
 - 子どものための教育・保育給付事業【再掲】（子育て支援課）
- 医療的ケア児の受入推進
 - 【新規】医療的ケア児等受入体制構築促進事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 市町村や保育所等に対して，保育所等における医療的ケア児の受入を促進するためのセミナーの実施などにより，保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備
- 放課後児童クラブにおける障害児の受入
 - 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）【再掲】
 - （子育て支援課）
- 就労の支援
 - 障害者雇用促進事業（雇用労政課）
 - ・ 障害者の雇用を促進するため，障害者の雇用経験のない事業所において，短期の受入体験等により，事業主の雇用に関する不安を払拭してもらい，雇用の場の拡大や雇用率未達成企業数の改善を図る。
- 発達障害への理解の促進

ウ 子育て家庭の経済的負担の軽減

- 障害児に対する医療費の給付
 - 自立支援医療事業（育成医療）【再掲】（障害福祉課）
 - ・ 身体に障害を有する児童（18歳未満）で，その障害を除去・軽減するための手術等の治療に対し医療費の給付を行う市町村に対し，その経費の一部を負担する。
 - 重度心身障害者医療費助成事業【再掲】（障害福祉課）
 - ・ 重度心身障害児に係る医療費の助成を行う市町村に対し，その経費の一部を補助する。
- 難聴児に対する支援の実施
 - 軽度・中等度難聴児補聴器助成事業（障害者支援室）
 - ・ 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児を対象とした補聴器購入経費の一部助成（所得制限あり）
- 在宅重度心身障害児の家族支援
 - 在宅重度心身障害児の家族支援事業【再掲】（障害福祉課）

- ・ 在宅の重度心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を図るため、訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助

(3) 保育士等の人材確保

① 保育士等の人材確保

ア 保育士等の確保

- 保育士の確保
 - 保育士修学資金貸付等事業（子育て支援課）
 - ・ 質の高い保育士の確保及び県内定着を図るため、保育士養成施設に在学する学生に対する修学資金等の貸付けを行う。
 - 保育士人材バンク事業（子育て支援課）
 - ・ 就業を希望する潜在保育士等を登録する「鹿児島県保育士人材バンク」を設置し、市町村における保育人材確保対策を支援
- 保育士の再就職支援
 - 保育士修学資金貸付等事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 未就学児を持つ潜在保育士が再就職する場合の支払うべき保育料の一部貸付けや潜在保育士が再就職する場合の就職準備金の貸付けを行う。
 - 保育士人材バンク事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 就業を希望する潜在保育士等を登録する「鹿児島県保育士人材バンク」を設置し、市町村における保育人材確保対策を支援
- 保育士資格及び幼稚園教諭免許状の取得支援
 - 子ども・子育て支援総合対策事業（保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業）（子育て支援課）
 - 子ども・子育て支援総合対策事業（保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業）（子育て支援課）
 - 私立学校運営費補助（一種免許状保有促進事業）（子育て支援課）
 - ・ 新制度に移行した私立幼稚園等の教育条件の維持向上を図るため、一種免許状の保有の促進等の取組を行う私立幼稚園等に対して助成

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

- 子育て支援等の担い手となる人材の確保及び資質の向上
 - 子ども・子育て支援総合対策事業（子育て支援員研修事業）【再掲】
(子育て支援課)
 - ・ 子育て支援員の確保及び資質の向上を図るための研修の実施
- 放課後児童支援員の確保

- 放課後子ども総合プラン推進事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 県放課後子ども総合プラン推進委員会の運営，放課後児童支援員認定資格研修の実施及び認定者の登録等を行う。

② 研修の充実等による資質向上

ア 保育士等の資質向上

- 保育士等の資質向上
 - 子ども・子育て支援総合対策事業（保育所特別保育等研修事業）
（子育て支援課）
 - ・ 保育士等の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から，保育の質の向上を図るための研修を実施することにより，子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。
- 幼稚園教諭等の資質向上
 - 幼稚園新規採用教員研修事業（義務教育課）
 - ・ 採用の日から一年間の幼稚園教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を実施
 - 幼稚園教育理解推進事業（義務教育課）
 - ・ 幼稚園教諭の必要な保育技術等についての専門的な講義や研究協議を実施し，幼稚園教諭等の資質向上を図る。
- 幼稚園教諭等と保育士の合同研修
 - 子ども・子育て支援総合対策事業（認定こども園等における教育の質の向上のための研修事業）
（子育て支援課）
 - ・ 幼保連携型認定こども園の保育教諭等を対象とする研修の実施
 - 幼稚園教育理解推進事業【再掲】（義務教育課）
 - ・ 幼稚園教諭の必要な保育技術等についての専門的な講義や研究協議を実施し，幼稚園教諭等の資質向上を図る。
- 保育士等のキャリアアップの促進（子育て支援課）
 - 子ども・子育て支援総合対策事業（保育士等キャリアアップ研修事業）
（子育て支援課）
 - ・ リーダー的な役割を担う保育士等に対し，厚生労働省の処遇改善加算の要件であるキャリアアップ研修を実施

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質向上

- 子育て支援員等の担い手となる人材の確保及び資質の向上
 - 子ども・子育て支援総合対策事業（子育て支援員研修事業）【再掲】
（子育て支援課）
 - ・ 子育て支援員の確保及び資質の向上を図るための研修の実施

- 放課後児童支援員等の資質向上
 - 放課後子ども総合プラン推進事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 県放課後子ども総合プラン推進委員会の運営，放課後児童支援員認定資格研修の実施及び認定者の登録等を行う。
- 地域子育て支援拠点に携わる人材の育成
 - 地域子育て支援センター職員等研修事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 地域の子育て支援に携わる地域子育て支援拠点事業所職員等を対象とした研修会開催等による人材育成及び資質の向上を図る。

③ 処遇改善を始めとする労働環境への配慮

ア 保育士等の処遇改善

- 幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善
 - 子どものための教育・保育給付事業【再掲】（子育て支援課）
 - 私立学校運営費補助（幼稚園教員に係る処遇改善補助事業）（子育て支援課）
 - ・ 私立幼稚園の教員の給与について，知事が定める額を超える処遇改善を行った場合，その改善部分の経費の一部を補助
- 魅力ある保育環境の構築

【新規】保育の職場いきいき推進事業（子育て支援課）

- ・ 保育所等の施設長及び経営者を対象に職場環境の改善への取組への推進を図り，保育士がながく働くことができる魅力ある職場づくりを促進

- 保育士等の負担軽減
 - 子ども・子育て支援総合対策事業（保育体制強化事業）（子育て支援課）
 - 子ども・子育て支援総合対策事業（保育補助者雇上強化事業）
（子育て支援課）

イ 放課後児童支援員の処遇改善

- 放課後児童支援員等の賃金改善
 - 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）【再掲】
（子育て支援課）

（4）子育て世代の経済的負担の軽減

① 子育て世代の経済的負担の軽減

ア 医療費負担の軽減

- 乳幼児医療費助成
 - 乳幼児医療費助成事業【再掲】（子ども家庭課）

- ・ 未就学児の医療費助成を行う市町村に対して、保険診療に係る自己負担金が1人月額3,000円を超える部分の一部を補助（住民税非課税世帯については、自己負担金全額の一部を補助）
 - 子ども医療給付制度の充実
 - 乳幼児医療費給付事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯を対象に医療機関等における窓口負担をなくす乳幼児医療給付費の助成を行う市町村に対し、県がその経費の一部を補助
 - 養育医療の給付
 - 養育医療等給付【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担する。
 - 小児慢性特定疾病医療費の助成
 - 小児慢性特定疾病医療費助成事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる特定の疾患について、治療に必要な経費について助成する。
 - 障害児に対する医療費の給付
 - 自立支援医療事業【再掲】（障害福祉課）
 - ・ 身体に障害を有する児童（18歳未満）で、その障害を除去・軽減するための手術等の治療に対し医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担する。
 - 重度心身障害者医療費助成事業【再掲】（障害福祉課）
 - ・ 重度心身障害児に係る医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助する。
 - 在宅重度心身障害児の家族支援
 - 在宅重度心身障害児の家族支援事業【再掲】（障害福祉課）
 - ・ 在宅の重度心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を図るため、訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助
- イ 教育・保育費負担の軽減
- 子どものための教育・保育給付
 - 子どものための教育・保育給付事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 世帯の所得の状況、その他の事情により、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に係る費用の一部を補助することにより、子どもが健やかに成長するように支援

- 幼児教育・保育の無償化
 - 子どものための教育・保育給付事業【再掲】（子育て支援課）
 - 子育てのための施設等利用給付事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、施設等利用費の費用を一部負担
 - 無償化支援等事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となるシステム改修及び事務費について市町村に対し助成
- 第3子以降の保育料等の軽減
 - 多子世帯保育料等軽減事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 私立幼稚園・保育所等を利用する多子世帯の第3子以降の保育料等に対し助成
- 実費徴収に係る補足給付
 - 地域子ども・子育て支援事業【再掲】（実費徴収に係る補足給付事業）
（子育て支援課）
 - ・ 低所得世帯の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合に当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助
- 放課後児童クラブの保護者負担の軽減
 - 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）【再掲】
（子育て支援課）
- 高等学校等就学支援金
 - 公立学校等学校就学支援金事業（総務福利課）
 - ・ 公立高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を図るため、所得要件を満たす世帯に対し、高等学校等就学支援金を支給
 - 高等学校等就学支援金（私立）（学事法制課）
 - ・ 私立高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を図るため、所得要件を満たす世帯に対し、高等学校等就学支援金を支給
- 奨学のための給付金
 - 奨学のための給付金（高校教育課）
 - ・ 国公立高等学校に通う生徒の授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、所得要件を満たす世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給
 - 奨学給付金事業（私立）（学事法制課）
 - ・ 私立高等学校に通う生徒の授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、所得要件を満たす世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給
- 高校生・大学生等に対する奨学金の貸与

- 育英財団奨学事業（総務福利課）
 - ・ 学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な高校生等に対して、奨学金の貸与を行う。
 - ・ 大学入学時に対応した奨学金制度により、進学に伴う経済的負担の軽減の図るとともに、本県の将来を担う有意な人材を育成
- 子どもの生活支援対策の周知
 - 【新規】子ども食堂立上げ応援プロジェクト【再掲】（子育て支援課）
- ウ 離島居住者の経済的負担の軽減
 - 離島地域不妊治療費支援
 - 離島地域不妊治療支援事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 特定不妊治療の指定医療機関のない離島地域の特定不妊治療受診者の経済的負担の軽減を図るため、通院に要する交通・宿泊費用の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助する。
 - 離島における出産経費の助成
 - 離島地域出産支援事業（子ども家庭課）
 - ・ 常駐の産科医がない離島地域の妊婦の経済的負担の軽減を図るため、健診や出産時に要する交通・宿泊等費用の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助
 - 離島生徒大会参加費の助成
 - 離島生徒大会参加費助成事業（保健体育課，義務教育課，高校教育課）
 - ・ 離島生徒の経済的負担を軽減するため、県大会等に参加する離島生徒の一部を助成
 - 奄美群島住民の移動コストに係る負担軽減
 - 奄美群島航空・航路運賃軽減事業（交通政策課）
 - ・ 鹿児島ー奄美群島間等の移動コストの負担軽減を図るため、奄美群島の住民等を対象とした航路・航空路運賃の一部を助成
 - 特定有人国境離島地域住民の移動コストに係る負担軽減
 - 特定有人国境離島地域航路・航空路運賃低廉化事業（交通政策課）
 - ・ 鹿児島ー特定有人国境離島地域間等の移動コストの負担軽減を図るため、奄美群島の住民等を対象とした航路・航空路運賃の一部を助成
- エ その他の経済的負担の軽減
 - 児童手当の支給
 - 児童手当支給事業（子育て支援課）
 - ・ 中学校卒業までの児童のいる世帯への手当の支給
 - 児童扶養手当の支給
 - 児童扶養手当給付事業（子ども家庭課）

- かがしま子育て支援パスポート事業の推進
 - かがしま子育て支援パスポート事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 妊婦や18歳未満の子どもがいる世帯が協賛店でパスポートを提示すると、協賛店独自の子育て支援サービスの提供を受けることができる。
- 子どもの入館料等無料化
 - 子どもの入館料等無料化事業（青少年男女共同参画課）
 - ・ 子どもたちが鹿児島島の自然、歴史、文化などに触れる機会を増やし、郷土についての学びを深め、ふるさとを愛する心を育むため、県有7常設展示施設における土・日・祝日の子どもの入館・入園料を無料とする。

（5）子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり

① 安全・安心まちづくりの推進

ア 子育てにやさしい住宅の供給

- ファミリー向け住宅の供給推進
 - 県営住宅建設事業（松陽台第二団地）（住宅政策室）
 - ・ 安心して子育てできる環境を整備するため、市街地へのアクセスに優れ自然環境に恵まれたガーデンヒルズ松陽台において、県営住宅の整備を推進
- 子育て世帯に対する入居収入基準の緩和（住宅政策室）
 - ・ 子育て世帯（中学校就学前までの子どもを持つ世帯）に対し、県営住宅への入居収入基準の緩和を行う。
- 子育て世帯等を受け入れる民間賃貸住宅の登録・情報発信（住宅政策室）
 - ・ 子育て世帯を含む住宅確保要配慮世帯の居住の安定を図るため、住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅(空き家の活用を含む。)の登録・情報発信
- 健康な住まいづくりに関する相談等の実施（住宅政策室）
 - ・ 住宅相談業務の一環としてシックハウスに関する相談の実施

イ 公共施設等のバリアフリー化の促進

- 公園の整備
 - 公園整備事業（都市計画課）
 - ・ 県立都市公園の整備により、ふれあいの場やうるおいのある生活環境等の確保を図る。
- 街路の整備
 - 街路事業（都市計画課）
 - ・ 市街地における歩きやすい歩行空間の形成及び歩行者等の交通安全の確保を図る。
- 人にやさしい道づくりの推進

- 人にやさしい道づくり事業（道路維持課）
 - ・ 高齢者や障害者を含むすべての人々が、安全に安心して通行できる歩行空間を確保するため、歩道のバリアフリー化を図ることを目的として、歩道と車道の段差解消や適切な勾配の確保などの改善を行う。
- 鉄道駅バリアフリー化推進事業（交通政策課）
 - ・ 鉄道駅の段差解消や勾配の緩和に要する経費の一部を助成

ウ 安心して集い遊べる場の整備

- リバーフロントの整備
 - リバーフロント整備事業（河川課）
 - ・ 多くの人々が川に親しみ、地域におけるふれあいの場となるような水辺空間を整備
- 海岸環境の整備
 - 海岸環境整備事業（港湾空港課）
 - ・ 海岸保全区域内において、自然環境と調和した海浜地のレクリエーション機能、良好な生活環境を創造するための整備
- 公園の整備
 - 公園整備事業【再掲】（都市計画課）
 - ・ 県立都市公園の整備により、ふれあいの場やうるおいのある生活環境等の確保を図る。
- 砂防えん堤等の整備
 - 砂防事業（砂防課）
 - ・ 児童福祉館など要配慮者利用施設を守るため、砂防えん堤等の整備及び市町村が行う当該施設に対する警戒避難体制の整備を支援
 - 地すべり対策事業（砂防課）
 - ・ 児童福祉館など要配慮者利用施設を守るため、地すべり防止施設を整備
 - 急傾斜地崩壊対策事業（砂防課）
 - ・ 児童福祉館など要配慮者利用施設を守るため、急傾斜地崩壊防止施設等を整備
 - 総合流域防災事業（基礎調査）（砂防課）
 - ・ 児童福祉館など要配慮者利用施設に対する警戒避難体制を整備するため、土砂災害のおそれのある要配慮者利用施設に係る基礎調査を実施

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

ア 子どもを交通事故から守る取組の充実

- 児童生徒等交通事故防止対策連絡会の開催

- 「児童生徒交通事故防止対策連絡会」の実施（保健体育課）
 - ・ 交通安全教育の推進及び児童生徒の交通事故防止対策等について，警察
 - ・ 学校・各関係機関が連携強化を図るための連絡会の開催
- 交通安全施設等の整備
 - 特定交通安全施設整備事業（道路維持課）
 - ・ 歩道未整備の通学路や事故の多い交差点の改良等を実施するとともに，歩道の段差解消などのバリアフリー化を推進
- 街路の整備
 - 街路事業【再掲】（都市計画課）
 - ・ 市街地における歩きやすい歩行空間の形成及び歩行者等の交通安全の確保を図る。
- 人にやさしい道づくりの推進
 - 人にやさしい道づくり事業【再掲】（道路維持課）
 - ・ 高齢者や障害者を含むすべての人々が，安全に安心して通行できる歩行空間を確保するため，歩道のバリアフリー化を図ることを目的として，歩道と車道の段差解消や適切な勾配の確保などの改善を行う。

イ 交通安全教育の普及

- 「児童生徒等交通事故〇月間運動」の実施（保健体育課）
- 「学校保健・安全・歯科保健講習会」の実施
 - 学校保健推進事業（学校保健指導）（保健体育課）
 - ・ 「学校保健・安全・歯科保健講習会」での，教職員・PTA関係者等に対する交通安全教育の推進
- 県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動の重点として「子どもの交通事故防止」を提示
 - 交通安全推進事業（くらし共生協働課）
 - ・ 鹿児島県交通安全対策会議と緊密な連携のもとに，県民総ぐるみで交通安全活動を積極的に行うことにより交通事故の防止を図り，高校の福祉の推進に寄与
- 出張交通安全教育の実施
 - 交通安全教育（交通企画課）
 - ・ 交通安全教育の内容が，子どもの心に残る持続的な安全意識の向上を図れるように創意工夫した教育内容の実施

③ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

ア 防犯教育の普及及び防犯活動の充実

- 地域ぐるみの学校安全の推進
 - 地域ぐるみの学校安全体制推進事業（保健体育課）
 - ・ スクールガード・リーダーの配置
 - ・ スクールガード・防犯ボランティア等研修会の実施
- 学校安全教室の推進
 - 学校安全教室の実施（保健体育課）
 - ・ 職員，保護者，防犯団体関係者等を対象として，警察及び教育委員会による学校の安全管理及び防犯に関する講話・実技等を内容とした講習会の開催
- 「子ども110番の家」活動の支援
 - 「子ども110番の家」活動の支援（生活安全企画課）
 - ・ 子どもが犯罪に遭ったときの緊急避難場所として警察署長が委嘱した「子ども110番の家」が効果的に機能するよう，地域の安全情報などの提供や「子ども110番の家」ののぼり旗の提供など，地域を挙げた防犯活動を推進
- 子どもの見守り活動の推進
 - 暮らし安全・安心まちづくり推進事業（暮らし共生協働課）
 - ・ 鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づく，県，県民，事業者などで構成する県民会議を推進母体として，各種媒体を活用した広報啓発などにより，県民の防犯意識の高揚を図る。

イ 消費者教育の充実

- 消費者教育の推進
 - 消費者行政活性化事業（消費者行政推進室）
 - ・ 小・中・高校生等を対象とした消費者啓発資料の作成・配布
 - ・ 若年者が消費者トラブルに巻き込まれないための啓発・広報の実施
 - 消費生活センター管理事業（消費者行政推進室）
 - ・ 若年者対象消費生活講座等の開催（要請に応じて随時開催）
 - 大島消費生活相談所管理事業（消費者行政推進室）
 - ・ 高校生対象消費生活講座等の開催（要請に応じて随時開催）

④ 被害に遭った子どもの保護の推進

ア 犯罪等の被害に遭った子どもに対する相談・指導体制の充実

- 「少年サポートセンター」における相談事業等の実施
 - 青少年非行防止対策事業（少年サポートセンター）（人身安全・少年課）

- ・ 少年サポートセンター職員等による，被害児童に対するカウンセリング及び保護者に対する指導・助言
- 犯罪被害者等支援総合窓口における相談事業の実施
 - 暮らし安全・安心まちづくり推進事業【再掲】（暮らし共生協働課）
 - ・ 子どもやその家族を含む犯罪被害者等に対し，個別相談窓口の案内や国の基本計画に基づく県の犯罪被害者等支援施策の案内の実施
- 「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」における相談及び各種各種支援の実施
 - 性犯罪・交通事故被害者等支援事業（性犯罪被害者等対策推進事業）
（暮らし共生協働課）
 - ・ 子どもやその家族を含む性暴力・性犯罪被害者等に対し，被害直後からの相談対応，医療支援，捜査関連支援等の総合的な支援を関係機関（（公社）かごしま犯罪被害者支援センター，県産婦人科医会，県警察，県）が連携・協力して実施
 - 性犯罪被害者に対する公費負担制度（相談広報課）
 - ・ 性犯罪被害に遭った子どもの緊急避妊等に要する経費やカウンセリング費用にかかる経費の公費負担を実施

3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

（1）知・徳・体の調和のとれた教育の推進

① 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

ア 確かな学力の向上

- 基礎学力の向上
 - 「主体的・対話的で深い学び」の実現による学力向上プログラム
（義務教育課）
 - ・ 学校の「学びの組織活性化」推進プロジェクトの実施
 - ・ グローバル化に対応した外国語教育の充実
 - ・ AI・IoT社会で求められる課題解決力・創造力を育成する「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善
 - ・ 特別支援学校授業力向上実践研究会の実施 等
 - かごしま学びチャレンジ推進事業（義務教育課）
 - ・ 児童生徒の確かな学力の定着を図るため，児童生徒の学力・学習状況を客観的な調査に基づき的確に把握し，本県の実態に応じた学力向上施策を推進
- 県立高校学力育成支援

- 【新規】未来を切り拓く！県立高校資質・能力育成支援事業（高校教育課）
 - ・教科横断型授業開発支援プログラム
 - ・生徒支援プログラム
 - ・キャリア・デザインプログラム

イ 道徳教育，人権教育，男女平等教育の充実

- 道徳教育の充実
 - 道徳教育総合支援事業（義務教育課）
 - ・学校や地域の実態を踏まえ，創意工夫を生かした児童生徒のよりよく生きるための基礎となる道徳性を養う道徳教育を推進するための実践研究とその成果の普及
 - ・実践研究の概要，指導方法の工夫などを実践事例集として作成・配布
- 人権教育の充実
 - 人権教育推進事業（人権教育の充実）（人権同和教育課）
 - ・人権教育授業実践研修会や人権教育巡回指導の実施
 - ・教職員の人権意識の高揚と資質向上を図る研修資料の作成・配布
- 人権尊重を基盤とした男女平等教育の充実
 - 子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業（男女共同参画室）
 - ・小・中学校におけるワークショップ等の開催
 - 男女共同参画社会促進事業（男女共同参画室）
 - ・学校への男女共同参画お届けセミナーの開催

② いじめ問題等への対応

ア いじめ問題等に対する相談・指導体制の充実

- 生活指導アドバイザーの派遣
 - 生徒指導アドバイザー事業（義務教育課）
 - ・いじめや不登校など児童生徒を取り巻く様々な状況に適切に対応するため，専門的な知識等を有する臨床心理士・弁護士等を相談員として派遣し，教職員の研修及び児童生徒，保護者の教育相談を実施
- 子どもに係る電話相談事業の実施
 - 青少年非行防止対策事業（子どもに係る電話相談）（人身安全・少年課）
 - ・少年相談は，少年や保護者等から少年の非行防止等に関する相談を受け，相談担当者が性格の矯正，環境の調整に必要な指導・助言を行うなど，事案の解決を図る。

- 「子ども110番の家」活動の支援（生活安全企画課）
 - ・ 中央児童相談所の「子ども・家庭110番」、少年サポートセンターの「ヤングテレホン」、県総合教育センターにおける「かごしま教育ホットライン24」などの電話相談等の充実
- 子ども・家庭110番設置事業（子ども家庭課）
 - ・ 児童及びその家族に関する問題等について、中央児童相談所において電話による相談、関係機関との調整
- かごしま教育ホットライン24（義務教育課）
 - ・ いじめや不登校等に悩む子どもや保護者等が、夜間・休日を含めて24時間いつでも相談できる体制を整備することにより、いじめ等の早期対応の充実を図る。

③ 食育の推進

ア 「食育」の普及・啓発

- 子どもの成長過程に応じた望ましい食生活習慣の定着
 - 母子保健従事者研修事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 母子保健医療推進事業（子ども家庭課）
 - ・ 鹿児島県の母子保健情報のホームページへの掲載
 - 女性健康支援センター事業【再掲】（子ども家庭課）
 - メタボリックシンドローム予防対策事業（健康増進課）
 - ・ 鹿児島食生活改善推進員連絡協議会に委託し、「健康かごしま21」、「かごしま健康イエローカードキャンペーン」、「食生活指針」等の普及啓発を実施
 - かごしまの“食”推進事業（農政課）
 - ・ かごしまの“食”交流推進会議の運営
 - ・ かごしまの“食”交流推進セミナーの開催
 - ・ 食育シニアアドバイザーの登録・派遣 ・ 食と農の指導者研修の開催
 - ・ 体験を通じた食育の取組支援 ・ かごしまの食文化の継承推進など
 - 学校給食指導事業（保健体育課）
 - ・ 学校給食における衛生管理及び学校給食を核にした食に関する指導についての研修会を実施し、より一層の衛生管理の徹底と学校給食関係者の資質の向上を図る。
- 【新規】みんなで支える家庭教育推進事業【再掲】（社会教育課）
- 【新規】子ども食堂立上げ応援プロジェクト【再掲】（子育て支援課）

④ 体力・運動能力の向上

ア 体力・運動能力の向上

- 「たくましい“かごしまっ子”」育成推進事業の実施
 - たくましい“かごしまっ子”育成推進事業【再掲】（保健体育課）
 - ・ 地域スポーツ人材を小学校・中学校・特別支援学校等に派遣

イ 健やかな体の育成及び運動習慣

- 「たくましい“かごしまっ子”」育成推進フォーラムの実施
 - たくましい“かごしまっ子”育成推進事業（保健体育課）
 - ・ 望ましい運動習慣・生活習慣の確立，積極的にスポーツに親しむ習慣の育成を進めるため，指導方法の工夫・改善等を進めるとともに，家庭・地域との連携を深める。
- 運動部活動の指導・運営に係る体制の構築

- 【新規】部活動指導適正化推進事業（保健体育課）
 - ・ 各学校において，県の「部活動のあり方に関する方針」に基づく活動を更に具現化するため，部活動指導者研修会や部活動指導員を配置することで，部活動の持続可能な運営体制の構築と適正化を促進

(2) 安全で安心な学校づくり

① 学校安全の推進

ア 子どもの命を災害・事故から守る取組の充実

- 学校安全教室の推進
 - 学校安全教育の実施【再掲】（保健体育課）
 - ・ 職員，保護者，防犯団体関係者等を対象として，関係機関及び教育委員会による学校の安全管理及び安全に関する講話・実技等を内容とした防災・防犯・交通安全に関する講習会の開催
 - 学校保健推進事業【再掲】（保健体育課）
 - ・ 「学校保健・安全・歯科保健講習会」での，教職員・PTA関係者等に対する安全教育の推進
- 学校保健・安全・歯科保健講習会の実施
 - 学校保健推進事業（学校保健指導）（保健体育課）
- 地域ぐるみの学校安全の推進
 - 地域ぐるみの学校安全体制推進事業【再掲】（保健体育課）

- ・ スクールガード・リーダーの配置
- ・ スクールガード・防犯ボランティア等研修会の実施
- 児童生徒等交通事故防止対策連絡会の開催
 - 「児童生徒交通事故防止対策連絡会」の実施【再掲】（保健体育課）
 - ・ 交通安全教育の推進及び児童生徒の交通事故防止対策等について，警察
 - ・ 学校・各関係機関が連携強化を図るための連絡会の開催
- 「児童生徒等交通事故〇月間運動」の実施
 - 児童生徒等交通事故〇月間運動（保健体育課）
 - ・ 児童生徒等交通事故防止対策連絡会の開催
 - ・ 交通安全ポスター，標語・作文コンクール，交通安全教室等の実施
- 県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動の重点として「子どもの交通事故防止」を提示
 - 交通安全推進事業【再掲】（くらし共生協働課）
 - ・ 鹿児島県交通安全対策会議と緊密な連携のもとに，県民総ぐるみで交通安全活動を積極的に行うことにより交通事故の防止を図り，高校の福祉の推進に寄与
- 出張交通安全教育の実施
 - 交通安全教育【再掲】（交通企画課）
 - ・ 交通安全教育の内容が，子どもの心に残る持続的な安全意識の向上を図れるように創意工夫した教育内容の実施

② 安全で安心な質の高い学校施設の整備

ア 教育環境の向上

- 県立学校施設の整備
 - 県立学校施設の整備（学校施設課）
 - ・ 老朽化した校舎等の改修や改築など安全対策の推進
 - ・ 教育内容等の新たな需要に基づく整備推進
 - ・ 適正規模を確保するため特別支援学校校舎等の増改築
- 私立学校施設の耐震化の促進
 - 私立学校耐震化促進補助事業（学事法制課）
 - ・ 安心・安全な教育環境の整備を図るため，私立学校施設の耐震化を促進
 - 子ども・子育て支援総合対策事業（幼保施設耐震診断促進事業）
（子育て支援課）

(3) 特別支援教育の充実

① 特別支援教育の充実等

ア 特別支援教育の充実

- 教育相談・就学相談体制の確立促進
 - 特別支援教育総合推進事業（義務教育課特別教育支援室）
 - ・ 関係機関との連携の下、障害のある幼児児童生徒のニーズに応じて、適切な指導及び支援を行う特別支援教育を総合的に推進
 - ・ 小・中学校等への巡回相談
 - ・ 特別支援教育コーディネーターの養成研修 など
- 合理的配慮の提供及び基礎的環境整備の充実
 - 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育充実事業【再掲】
（義務教育課特別教育支援室）
 - ・ 学校間の引き継ぎに関する取り組みについて整理・発信するとともに、「移行支援シート」等の活用を促進するなど、特別な支援が必要な児童生徒に対する就学前から高校卒業後までの一貫した支援の充実を図る。
- 学校間連携の充実
 - 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育充実事業【再掲】
（義務教育課特別教育支援室）
 - ・ 学校間の引き継ぎに関する取り組みについて整理・発信するとともに、「移行支援シート」等の活用を促進するなど、特別な支援が必要な児童生徒に対する就学前から高校卒業後までの一貫した支援の充実を図る。
- 教職員の専門性の向上
 - 特別支援教育総合推進事業【再掲】（義務教育課特別教育支援室）
 - ・ 関係機関との連携の下、障害のある幼児児童生徒のニーズに応じて、適切な指導及び支援を行う特別支援教育を総合的に推進
 - ・ 小・中学校等への巡回相談
 - ・ 特別支援教育コーディネーターの養成研修 など
- ICT機器の活用推進

- 【新規】特別支援学校学習支援ICT活用事業
（義務教育課特別教育支援室）
 - ・ 特別支援学校におけるICT機器や障害に応じた教材の整備による児童生徒の障害や特性に応じた指導の充実
- 職業教育の充実

- 【新規】 特別支援学校就労支援総合推進事業
(義務教育課特別教育支援室)
 - ・ 特別支援学校技能検定の実施や地域の企業や関係機関等の連携したネットワークの活用などによる職業教育のさらなる推進
- 医療的ケアの実施体制整備
 - 特別支援学校医療的ケア実施体制整備事業（義務教育課特別教育支援室）
 - ・ 特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒への対応を行うための看護師の配置及び実施体制整備のための研修の実施
- 離島における特別支援教育の推進（義務教育課特別教育支援室）
- 高等学校における特別支援教育の推進（義務教育課特別教育支援室）
- 特別支援学校の施設整備
 - 鹿児島市南部地区特別支援学校施設整備事業（学校施設課）
 - ・ 鹿児島市南部地区における高等部を有する特別支援学校の移転整備
- 私立幼稚園等の特別支援教育の推進
 - 私立学校助成事業（私立幼稚園等特別支援教育費補助）（子育て支援課）
 - ・ 障害のある幼児を就園させている私立の幼稚園，幼保連携型認定こども園に対する，特別支援教育を行う上で必要な教育費の補助

（４）幼児教育の充実

① 幼児教育の質の確保及び向上

ア 幼稚園教諭等の資質向上

- 幼稚園教諭一種免許状の取得支援
 - 私立学校運営費補助（一種免許状保有促進事業）【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 幼稚園教諭一種免許状への上進に係る認定講習等の講習希望状況の把握や私立幼稚園等の一種免許状保有の促進等の取り組みに対する支援
- 幼稚園教諭等の資質向上
 - 幼稚園新規採用教員研修事業【再掲】（義務教育課）
 - ・ 幼稚園新規採用教員の資質向上を図るため，採用の日から１年間の幼稚園教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を実施
 - 幼稚園教育理解推進事業【再掲】（義務教育課）
- 幼稚園教諭等と保育士の合同研修
 - 子ども・子育て支援総合対策事業（認定こども園等における教育の質の向上のための研修事業）【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 幼保連携型認定こども園の保育教諭等を対象とする研修の実施

- 幼稚園教育理解推進事業【再掲】（義務教育課）
- 幼稚園幼児指導要録等の周知
 - 私立学校指導助成事務（私立幼稚園事務）（子育て支援課）
 - ・ 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校との円滑な接続を推進
 - 学力向上水準費（義務教育課）
 - ・ 新学習指導要領施行に伴う指導要録の記入に関する手引きを作成し，従来との変更点等を十分に周知
- 効率的な指導監査の実施
 - 私立学校指導助成事務（私立幼稚園事務）【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 幼稚園等が子ども・子育て支援新制度等の関係法令の遵守及び適正な運営を行うことを目的に，指導監査を実施
- 自己評価，関係者評価及び第三者評価の実施促進
 - 私立学校指導助成事務（私立幼稚園事務）【再掲】（子育て支援課）
 - 幼稚園教育理解推進事業【再掲】（義務教育課）

イ 幼児教育基盤の充実

- 幼児教育の質の向上のための環境整備促進
 - 子ども・子育て支援総合対策事業（幼児教育の質の向上のための緊急環境整備）【再掲】

（子育て支援課）

 - ・ 幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより，質の高い環境で，子どもを安心して育てることができる体制を整備
- 認定こども園の整備促進
 - 安心こども基金総合対策事業【再掲】（子育て支援課）
- 外国人幼児の把握と相談対応
 - 私立学校指導助成事務（私立幼稚園事務）【再掲】（子育て支援課）

② 小学校等との円滑な接続の推進

ア 小学校等との円滑な接続の推進

- 幼小接続の促進
 - 幼稚園教育理解推進事業【再掲】（義務教育課）

(5) 郷土教育の推進

① 鹿児島の特徴を生かした子育て支援施策の充実

ア 郷土の風土を生かした子育ての推進

- 子育て経験者による子育て支援の促進

- 地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業）【再掲】
（子育て支援課）
- 仕事と家庭両立支援事業（仕事と家庭両立支援事業）【再掲】（雇用労政課）
 - ・ 急な残業等，既存の施設では対応が困難な変則的な育児需要に対応することを目的としたファミリー・サポートセンターの設置を促進することで，労働者が育児と仕事を両立して働くことができる環境を整備
- 放課後子ども教室への支援
 - かごしま地域塾推進事業（放課後子ども教室運営費補助）【再掲】
（青少年男女共同参画課）
 - ・ 放課後に小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し，地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援
- 地域社会に蓄積された知恵を生かした異年齢集団での活動の推進
 - かごしま地域塾推進事業【再掲】（青少年男女共同参画課）
 - ・ かごしま地域塾グレードアップセミナーの開催
 - ・ 優れた地域塾の認証
 - ・ かごしま地域塾の活動支援助成
 - ・ 放課後子ども教室運営費助成
 - ・ かごしま子どもリーダー塾開催の支援
（県青少年育成県民会議への補助事業：高校1年生）
- 地域における体験活動の推進（社会教育課）
 - 社会教育関係団体育成事業（社会教育課）
- 山村留学受入れの支援（義務教育課）

イ 豊かな自然環境，歴史・文化環境の保全と活用

- 多様で恵み豊かな環境の保全
 - 自然環境保全対策事業（自然保護課）
 - ・ 県内の自然公園がある地域に自然保護推進員を配置し，自然保護思想の普及・高揚並びに自然の保護及びその利用の適正化を図る
 - 大気監視測定事業（環境保全課）
 - 水質監視測定事業（環境保全課）
 - ・ 県内の大気汚染の状況並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の常時監視を実施
- 農村環境の保全
 - 多面的機能支払交付金（農村振興課）
 - ・ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため，農地や農業用

施設等の地域資源の保全及び質的向上を図る地域共同活動を支援

- 歴史、文化遺産の周知・活用の推進
 - 黎明館常設展示運営事業（文化振興課）
 - ・ 郷土の歴史、文化遺産等に対する理解と認識を深めるための常設展示
 - 「上野原縄文の森」運営費（文化財課）
 - ・ 上野は来席の保存・活用おはかり，青少年の教育及び県民文化の向上等に資するため，上野原縄文の森の管理運営，南九州の先史文化について学ぶ機会等を提供

（6）家庭教育の充実

① 次代の親の育成

ア 家庭観・子育て観の醸成の推進

- 児童生徒に対する生命尊重等に係る教育の推進
 - 道徳教育総合支援事業【再掲】（義務教育課）
 - ・ 学校や地域の実態を踏まえ，創意工夫を生かした児童生徒のよりよく生きるための基礎となる道徳性を養う道徳教育を推進するための実践研究とその成果の普及
 - ・ 実践研究の概要，指導方法の工夫などを実践事例集として作成・配布
- 生徒の幼児理解の教育の推進（義務教育課）
- 親になるための学びの推進
 - 【新規】みんなで支える家庭教育推進事業【再掲】（社会教育課）

② 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

ア 家庭の教育力の向上

- 家庭の意義等についての意識啓発
 - 「郷土に学び・育む青少年運動」推進事業【再掲】（青少年男女共同参画課）
 - ・ 青少年育成指導員等研修会の開催
 - ・ 青少年育成指導員による管内の市町村，学校，関係機関・団体，青少年育成コーディネーター等への指導助言，情報の提供
 - ・ 鹿児島県青少年育成指導者研修会の開催
 - ・ 広報紙「せつとべ」の発行
 - ・ 「家庭の日」作品募集 等
- 家庭教育の支援（社会教育課）

- 【新規】みんなで支える家庭教育推進事業【再掲】（社会教育課）
 - ・ 全ての保護者が自分の子育てに自信を持ち、楽しみながら安心して子育てをすることができるよう、家庭、学校、地域、企業等のさまざまな機関・団体が連携し、地域全体で家庭教育を支援していく気運の醸成を図る。
 - 地域で家庭教育支援に携わる人材の養成（社会教育課）
 - 【新規】みんなで支える家庭教育推進事業【再掲】（社会教育課）
 - 家庭教育支援施策関係課連絡会議の開催（社会教育課）
 - 【新規】みんなで支える家庭教育推進事業【再掲】（社会教育課）
 - 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進
 - 【新規】みんなで支える家庭教育推進事業【再掲】（社会教育課）
 - 人権に関する啓発活動の推進
 - 人権啓発推進事業（人権同和対策課）
 - ・ 人権同和問題に対する県民の正しい理解と認識を深めるため県人権教育・啓発基本計画等に基づき、各種啓発活動を行う。
 - 人権尊重を基盤とした男女平等教育の充実
 - 子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業【再掲】（男女共同参画室）
 - ・ 小・中学校におけるワークショップ等の開催
 - 男女共同参画社会促進事業【再掲】（男女共同参画室）
 - ・ 学校への男女共同参画お届けセミナーの開催
- イ 地域の教育力の向上
- 「かごしま地域学校協働活動推進事業」の推進
 - 【新規】かごしま地域学校協働活動推進事業（社会教育課）
 - ・ 地域と学校が同じ目標を共有し、多くの住民が連携・協働して、子どもたちの学びや確かな成長を支えることで活力ある地域作りを推進
 - 運動部活動の指導・運営に係る体制の構築
 - 【新規】部活動指導適正化推進事業【再掲】（保健体育課）
 - ・ 学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ活動のための環境整備の推進
 - 環境学習の推進

- 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業（こども環境教育支援事業）
（地球温暖化対策室）
 - ・ 学ぶ環境体験学習塾の開催により，環境問題や環境保全に関心を持ち，行動するきっかけづくりを提供
 - ・ 環境保全活動を積極的に行う子ども達を対象に，「かごしまこども環境大臣」に任命し，持続可能な社会づくりに主体的に取り組む人材を育成
- かごしま景観学習
 - かごしま景観形成推進事業（地域政策課）
 - ・ 地域の身近な「景観」を切り口として，地域の魅力や課題を自ら発見し，考え，地域に愛着を持ち行動するきっかけ作りを支援
- 自然体験活動の推進（社会教育課）
 - 研修事業（社会教育課）
 - ・ 青少年の自然体験，ボランティア活動など多様な体験活動やふれあい・交流活動の機会等を拡充し，青少年の健全育成を図る。
- 環境保全活動のための人材育成
 - 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業（こども環境教育支援事業）【再掲】
（地球温暖化対策室）
- 農業の体験活動の促進
 - かごしまの“食”推進事業【再掲】（農政課）
 - ・ 体験を通じた食育の取組支援
 - 青年農業者確保育成促進事業（緑の学園）（経営技術課）
 - ・ 高校生を対象とした農業大学校への体験入学研修
 - 就農・就業を目指す人材育成事業（農業に触れる体験ツアー）
（経営技術課）
 - ・ 小中学生を対象とした農業大学校での体験ツアー
 - 「魅力発信」畜産物販路拡大対策事業（畜産課）
 - ・ 本県の畜産や畜産物に対する理解促進を図る体験学習会や出前授業の実施
- 森林・林業の体験活動の促進
 - 森林（もり）にまなびふれあう推進事業（森林（もり）とのふれあい推進事業（森づくり推進課））
 - ・ 森林を守り育てる意識を醸成するために，県民自らが企画・実施する「森林・林業学習活動」と「森林・林業実践活動」に対して支援
 - 森林（もり）にまなびふれあう推進事業（森林環境教育推進事業）
（森林技術総合センター）
 - ・ 小・中・高校・大学等の学生に対する森林環境教育の実施

- 漁業の体験活動の促進
 - ブルー・ツーリズム推進事業（水産振興課）
 - ・ 漁業や水産資源に対する理解の向上や次代の担い手の育成を図るため、漁船を用いた漁業体験，調理，漁家での宿泊体験等の実施
- 魅力ある私立学校づくり
 - 魅力ある私立学校づくり補助（小・中・高・幼稚園）
（学事法制課，子育て支援課）
 - ・ 私立学校（小・中・高・幼稚園・幼保連携型認定こども園）における，国際化教育や体験学習等の特色ある教育の推進
- 文化・芸術に親しみ触れる機会の提供
 - 青少年のための芸術鑑賞事業（文化振興課）
 - ・ 青少年に対し，優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供（音楽，バレエなど）
- 放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長の促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）【再掲】
（子育て支援課）
 - ・ 放課後等に児童が安心して生活できる居場所を確保するため，放課後児童クラブの運営費の一部を補助
- 放課後児童クラブの整備促進
 - 放課後児童クラブ施設整備費（児童健全育成対策事業）【再掲】
（子育て支援課）
 - ・ 放課後児童クラブの整備に要する経費の一部を助成

（7）次世代をリードする人材の育成

① 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

ア グローバル・社会で活躍する人材の育成

- 地域社会に蓄積された知恵を生かした異年齢集団での活動の推進
 - かがしま地域塾推進事業【再掲】（青少年男女共同参画課）
- 次代の鹿児島をリードする国際的な人材の育成
 - かがしま青少年海外研修事業（青少年男女共同参画課）
 - ・ アジア経済圏の主要都市であるソウル，上海，香港，台北に青少年を派遣し，訪問先の若い企業人等との交流や経済活動の現場体験等を通して，次代の鹿児島をリードする国際的な人材を育成
- 国際的感覚やふるさとを愛する心を持つ青少年の育成
 - 鹿児島県青少年海外ふれあい事業（青少年男女共同参画課）
 - ・ 香港・シンガポールとの交流活動を通じて国際的感覚やふるさとを愛す

る心の醸成を図り、次代を担うリーダーを育成

○ 魅力ある県立短期大学づくり

● 魅力ある短大づくり事業（国際学術交流事業）（学事法制課）

- ・ 県立短期大学において、学生の国際感覚の滋養を目的として、アメリカや中国の大学と「異文化コミュニケーション」の授業として、語学研修や相手国学生等との交流を実施

○ グローバルに活躍する人材の育成

● 英国自治体との交流促進事業（国際交流課）

- ・ 本県と友好協定を締結している英国のロンドン・カムデン区とマンチェスター市と交流活動を実施

○ 様々な分野で活躍するグローバル人材の育成及び次代の日中協力関係を担う若者世代の相互理解の増進

● 清華大学との交流促進事業（国際交流課）

- ・ 本県と包括協定を締結している中国の清華大学への県内大学生の留学派遣

○ グローバル社会で活躍できる鹿児島県の若い世代の育成

● 【新規】世界とつながるコミュニケーション能力育成事業

（義務教育課，高校教育課）

- ・ これからの国際社会において自ら思考し判断し，言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができる国際感覚を持った児童生徒の育成

○ 豊かな感性やたくましい創造力を持つ青少年の育成

● 鹿児島・岐阜青少年ふれあい事業（青少年男女共同参画課）

- ・ 姉妹県盟約を結んでいる岐阜県の青少年との相互交流活動の実施

○ 郷土への愛着や誇りを持つ地域や日本をリードする青少年の育成

● 薩長土肥連携事業（かごしまPR課）

- ・ 明治維新150周年を契機として薩長土肥4県が締結した「薩長土肥同盟」に基づき，4県の高校生による相互交流の実施

○ 京都賞受賞者講演会の開催

● 京都賞受賞者講演会開催事業（企画課）

- ・ 将来の鹿児島を担う高校生や大学生をはじめ，広く県民に国際感覚や幅広い視野を養う機会を提供し，文化的・学術的意識の高揚を図るため京都賞受賞者による講演会等を開催

イ イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成

○ 理数教育の推進

- スーパーサイエンスハイスクール事業（高校教育課）
 - ・ 児童生徒の科学技術，理科・数学への関心を更に高め，また，優れた素質を発掘し才能を伸長させるため，先進的な理数系教育の実施
- 新たな起業家の育成支援
 - 起業家スタートアップ支援事業（産業立地課）
 - ・ 起業のために要する負担を軽減することで起業しやすい環境を整備し，新たな雇用の創出や，若者・女性の活躍の場の拡大，地域活性化を図るとともに，県内における起業及び大学発ベンチャー等の創出を促進するため，大学等に眠る技術シーズや，地域への経済波及効果が高い事業等の発掘及び育成等を図る。

ウ 情報通信技術の進化に適応し，活躍できる人材の育成

- 教育の情報化の推進

- 【新規】かごしま「教育の情報化」推進事業（義務教育課）
 - ・ 本県の「教育の情報化」に向けた取り組み状況の共有
 - ・ 教員の資質向上に資する取組の充実

エ 地域づくりで活躍する若者の支援

- 産業教育の推進

- 未来を拓くキャリア教育推進事業（高校教育課）
 - ・ 企業や経済団体等と連携により，インターンシップや講演会を実施し本県の産業等についての理解を深めるとともに，将来の社会参画の実現に向けて必要な態度や能力の育成を図る。
- 新しい農業教育推進プロジェクト（高校教育課）
 - ・ 農業の国際課を見据え，高校生が農業経営に対する興味・関心を深めたり，中学生が農業高校での体験学習を通して農業に対する理解を深めることにより，将来，本県農業を担う人材を育成

- かごしま青年塾の実施

- 【新規】かごしま青年塾運営事業（社会教育課）
 - ・ これからの鹿児島を担う青壮年層を対象に，各界で活躍する経営者やリーダー等との交流や現地での研修等を通して，次世代鹿児島を地域を支えるリーダーを育成

- 若年者等に対する就職支援

- 若者のための県内就職応援事業（雇用労政課）

- ・ 若年者の県内定着とUターン就職希望者の県内就職を促進するため、県内外での企業情報の提供や県外大学と就職支援に関する連携を図る。
- 総合雇用戦略推進事業（県内就職ローラー作戦）（雇用労政課）
 - ・ 経済団体や県内企業に対する求人枠の確保や雇用の維持，労働者の処遇改善等の要請の実施
- ふるさと人材確保事業（雇用労政課）
 - ・ 県内企業の人材確保と鹿児島県へのUターン希望者の就職を促進

- 【新規】高校生の未来サポートスタッフ配置事業（高校教育課）
 - ・ キャリアガイダンススタッフを県立高校等に配置し，新規高卒予定者の県内求人の確保及び生徒・保護者に対する企業の情報提供などの県内就職支援を行うとともに，インターンシップや座談会等の実施に向けた支援を行い，キャリア教育の促進を図る。

- サポート人材研修の実施及び地域おこし協力隊の活動・定着支援
 - 中山間地域等集落活性化推進事業（地域政策課）
 - ・ 中山間地域等の集落の活性化を図るため，地域を支える担い手の育成・確保に取り組むとともに，地域おこし協力隊等の外部人材の活用を支援するなど，本県への移住・交流を促進

オ 国際的に活躍する次世代競技者の育成

- 次世代競技者の育成（競技力向上対策課）

4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

（1）児童虐待防止対策の充実

① 子どもの権利擁護

ア 体罰によらない子育て等の推進

- 子どもの権利擁護に係る普及啓発活動
 - 児童虐待防止対策事業（子ども家庭課）

② 児童虐待の発生予防・早期発見

ア 相談・支援体制の整備

- 妊婦等に対する相談・支援体制の整備
 - ハイリスク母子保健対策事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 女性健康支援センター事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 母子保健従事者研修事業【再掲】（子ども家庭課）

- 市町村の取組の支援
 - 児童虐待防止対策事業【再掲】(子ども家庭課)
 - ハイリスク母子保健対策事業【再掲】(子ども家庭課)
 - 母子保健従事者研修事業【再掲】(子ども家庭課)
- 児童家庭支援センターの運営に対する支援
 - 児童家庭センター運営費補助事業(子ども家庭課)
 - ・ 社会福祉法人等による児童家庭支援センターの設置運営に対する支援

イ 関係機関との連携強化等

- 「子ども虐待防止ネットワーク会議」の開催
 - 児童虐待防止対策事業【再掲】(子ども家庭課)
 - ・ 児童虐待の未然防止等のため、児童相談所及び関係機関が円滑な連携・協力を図ることを目的に、児童虐待の現状や課題等について、情報交換、協議を行う。
- 「子どもSOS地域連絡会議」の開催
 - 児童虐待防止対策事業【再掲】(子ども家庭課)
 - ・ 児童虐待の早期発見等に関し、各地域振興局・支庁単位で、要保護児童対策地域協議会の運営主体である市町村や関係機関と児童相談所が、児童虐待の対応等について情報交換や研修等を行う。
- 教育相談、関係機関との連携
 - スクールカウンセラー配置事業【再掲】(義務教育課・高校教育課)
 - ・ 児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして全ての教育事務所及び鹿児島市に配置し、全ての公立小・中学校、義務教育学校、並びに高校21校及び希望する特別支援学校へ派遣し、児童生徒の不登校やいじめなど問題行動等の未然防止や解決を図る。
 - スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】(義務教育課)
 - ・ 市町村教育委員会等に社会福祉等の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉等の関係機関との連携を図るとともに、児童生徒の問題行動の背景にある環境への働きかけを行うことにより課題解決を図る。

ウ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」の周知

- 「189(いちはやく)」の周知
 - 児童虐待防止対策事業(子ども家庭課)

エ DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発

- DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発
 - 配偶者等からの暴力対策推進事業【再掲】(男女共同参画室)
 - ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」、配偶者等からの暴力対策会議の開

催，DV被害者支援コーディネーターの派遣 など

- 婦人保護費（配偶者暴力相談支援対策費）（子ども家庭課）
 - ・ 配偶者からの暴力の被害や，生活困窮等さまざまな悩みを抱える女性からの相談を受けるとともに，必要に応じて保護等を行う。

③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

ア 児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上

- 児童相談所の人員体制の強化
 - 児童虐待防止関連事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 出水市における事案の発生や児童虐待通告・相談件数の増加，児童相談所の相談・援助体制の強化や関係機関との連携強化を図るため，児童福祉司等を対象とした研修や各種会議等を実施する。
- 職員の資質向上，専門性の確保
 - 児童虐待防止関連事業【再掲】（子ども家庭課）
- 児童相談所の業務の見直し
 - 児童虐待防止関連事業【再掲】（子ども家庭課）

イ 一時保護所の機能及び体制の充実

- 一時保護所の管理運営及び一時保護委託の実施
 - 児童一時保護事業（子ども家庭課）
 - ・ 要保護児童を一時保護し，子どもの資質の判定，行動観察を行い，必要に応じ治療指導を行う。

ウ 児童虐待による死亡事例等の検証

- 児童虐待等による死亡事例等の検証
 - 児童福祉法施行事務費（子ども家庭課）

(2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

① 教育の支援

ア 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

- 幼児教育・保育の無償化
 - 子どものための教育・保育給付事業【再掲】（子育て支援課）
 - 子育てのための施設等利用給付事業【再掲】（子育て支援課）
 - 無償化支援等事業【再掲】（子育て支援課）
- 保育士や幼稚園教諭等の資質の向上
 - 子ども・子育て支援総合対策事業（認定こども園等における教育の質の向上のための研修事業）【再掲】（子育て支援課）
 - 幼稚園教育理解推進事業【再掲】（義務教育課）

- 保育士等のキャリアアップの促進
 - 子ども・子育て支援総合対策事業（保育士等キャリアアップ研修事業）
 - 【再掲】（子育て支援課）
 - ・ リーダー的な役割を担う保育士等に対し，厚生労働省の処遇改善加算の要件であるキャリアアップ研修を実施
- 幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善
 - 子どもための教育・保育給付事業【再掲】（子育て支援課）
 - 私立学校運営費補助（幼稚園教員に係る処遇改善補助事業）【再掲】
 - （子育て支援課）

○ 魅力ある保育環境の構築

- 【新規】保育の職場いきいき推進事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 保育所等の施設長及び経営者を対象に，職場環境の改善への取組への促進を図り，保育士がながく働くことができる魅力ある職場づくりを促進

○ 幼小接続の促進

- 幼稚園教育理解推進事業【再掲】（義務教育課）

イ 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

○ 基礎学力の向上

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現による学力向上プログラム【再掲】
 - （義務教育課）
 - ・ 学校の「学びの組織活性化」推進プロジェクトの実施
 - ・ グローバル化に対応した外国語教育の充実
 - ・ AI・IoT社会で求められる課題解決力・創造力を育成する「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善
 - ・ 特別支援学校授業力向上実践研究会の実施 等
- かごしま学びチャレンジ推進事業【再掲】（義務教育課）
 - ・ 児童生徒の確かな学力の定着を図るため，児童生徒の学力・学習状況を客観的な調査に基づき的確に把握し，本県の実態に応じた学力向上施策を推進

○ 県立高校学力育成支援

- 【新規】未来を切り拓く！県立高校資質・能力育成支援事業【再掲】
 - （高校教育課）

- ・ 教科横断型授業開発支援プログラム
- ・ 生徒支援プログラム
- ・ キャリア・デザインプログラム

- 教育相談，関係機関との連携
 - スクールカウンセラー配置事業【再掲】（義務教育課・高校教育課）
 - スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】（義務教育課）

ウ 高等学校等における修学継続のための支援

- 教育相談，関係機関との連携
 - スクールカウンセラー配置事業【再掲】（義務教育課・高校教育課）
 - スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】（義務教育課）
- 高校等で学び直す者に対する支援
 - 公立高等学校就学支援金事業【再掲】（総務福利課）
 - ・ 高等学校等を中途退学した後，再び学び直す者のうち，所得要件を満たす世帯の生徒に対し，授業料にかかる支援金を交付する。
 - 高等学校等就学支援金事業【再掲】（学事法制課）
 - ・ 私立高等学校等を中途退学した後，再び学び直す者のうち，所得要件を満たす世帯の生徒に対し，授業料にかかる支援金を交付する。

エ 大学等進学に対する教育機会の提供

- 高校生・大学生等に対する奨学金の貸与
 - 育成財団奨学事業【再掲】（総務福利課）
 - ・ 学力及び人物が優れているにもかかわらず，経済的理由によって修学が困難な高校生等に対して，奨学金の貸与を行う。
 - ・ 大学入学時に対応した奨学金制度により，進学に伴う経済的負担の軽減の図るとともに，本県の将来を担う有意な人材を育成

オ 特に配慮を要する子どもへの支援

- 学習指導の強化
 - 児童保護措置費（子ども家庭課）
- 就学援助制度等の実施
 - 要保護，準要保護児童生徒援助費（学用品費等）（義務教育課）
 - 特別支援教育就学奨励費事業（義務教育課）
 - 要保護，準要保護児童生徒援助費（給食費，医療費）（保健体育課）
 - ・ 経済的理由によって，就学困難な児童・生徒に対し，就学に必要な経費を援助する。
- 私立幼稚園等の特別支援教育の推進
 - 私立学校助成事業（私立幼稚園等特別支援教育費補助）【再掲】

(子育て支援課)

- ・ 障害のある幼児を就園させている私立幼稚園等に対し、特別支援教育を行う上で必要な教育費の一部を助成

カ 教育費負担の軽減

- 就学援助制度等の実施
 - 要保護、準要保護児童生徒援助費（学用品費等）【再掲】（義務教育課）
 - ・ 経済的理由によって、就学困難と認められる児童または生徒もしくは就学予定者の保護者に対して必要な支援を行う。（事業主体：市町村）
 - 特別支援教育就学奨励費事業【再掲】（義務教育課）
 - ・ 特別支援学校への就学の特殊事業をかんがみ、これらの学校へ就学する幼児児童生徒の保護者等に対し、保護者の経済的負担能力に応じて就学に必要な経費の援助を行う。
 - 要保護、準要保護児童生徒援助費（給食費、医療費）【再掲】（保健体育課）
- 奨学のための給付金
 - 奨学のための給付金【再掲】（高校教育課）
 - ・ 国公立高等学校に通う生徒の授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、所得要件を満たす世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給
 - 奨学給付金事業（私立）【再掲】（学事法制課）
 - ・ 私立高等学校に通う生徒の授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、所得要件を満たす世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給
- 生活福祉資金（教育支援資金）の貸付
 - 生活福祉資金貸付補助事業（社会福祉課）
 - ・ 低所得世帯に属する者に対し、高等学校、大学又は高等専門学校の就学等に必要な資金の貸し付けと必要な相談支援を行う。
- 生活保護世帯への進学費用等の負担軽減
 - 生活保護費（社会福祉課）
 - ・ 生活に困窮する者のその困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。
- 進学準備給付金の支給
 - 進学準備給付金（社会福祉課）
 - ・ 生活保護世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活立ち上げ費用として一時金を支給。
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
 - 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子ども家庭課）

キ 地域における学習支援等

- 「かごしま地域学校協働活動」の推進

- 【新規】かごしま地域学校協働活動推進事業【再掲】（社会教育課）
 - ・ 地域と学校が同じ目標を共有し，多くの住民が連携・協働して，子どもたちの学びや確かな成長を支えることで活力ある地域作りを推進

- 生活困窮世帯の子どもの学習支援
 - 生活困窮者自立支援事業（社会福祉課）
 - ・ 生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立の促進を図るため，相談対応を行い，就労や家計管理，子どもの学習等の支援を包括的に実施
- 生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援
 - 生活困窮者自立支援事業【再掲】（社会福祉課）
- 子ども食堂への支援
 - 【新規】子ども食堂立上げ応援プロジェクト【再掲】（子育て支援課）

ク その他の教育支援

- 就学援助制度等の実施
 - 要保護，準要保護児童生徒援助費（学用品費等）【再掲】（義務教育課）
 - 特別支援教育就学奨励費事業【再掲】（義務教育課）
 - 要保護，準要保護児童生徒援助費（給食費，医療費）【再掲】（保健体育課）
- 生活保護世帯への進学費用等の負担軽減
 - 生活保護費【再掲】（社会福祉課）
- 多様な体験活動の機会の提供
 - 研修事業【再掲】（社会教育課）
 - ・ 青少年の自然体験，ボランティア活動など多様な体験活動やふれあい・交流活動の機会等を拡充し，青少年の健全育成を図る。
- 子どもの入館料等無料化
 - 子どもの入館料等無料化事業【再掲】（青少年男女共同参画課）
 - ・ 子どもたちが鹿児島島の自然，歴史，文化などに触れる機会を増やし，郷土についての学びを深め，ふるさとを愛する心を育むため，県有7常設展示施設における土・日・祝日の子どもの入館・入園料を無料とする。
- 進路保障の取組の推進
 - 人権教育推進事業（進路保障の取組の推進）（人権同和教育課）
 - ・ 子どもたちの就学や進路，学力に係る現状や課題を踏まえ，全ての子どもが自己実現を果たしていくために必要な力を育む進路保障の取組についての教職員の理解と認識を深める。

② 生活の安定に資するための支援

ア 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

- 産後ケアなど、妊産婦の心身のケアへの取組の推進
 - ハイリスク母子保健対策事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ ハイリスク母子に対する訪問等による相談支援の実施
 - 母子保健従事者研修事業【再掲】（子ども家庭課）
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進
 - 地域子ども・子育て支援事業（乳児家庭全戸訪問事業）【再掲】
（子ども家庭課）
 - ・ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や療育環境等の把握を行う。
- 利用者支援の実施促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業）【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提要及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進
- 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業）【再掲】
（子育て支援課）
- 女性健康支援センター事業
 - 女性健康支援センター事業【再掲】（子ども家庭課）
- 女性相談センターの運営
 - 婦人保護更生費（子ども家庭課）
 - ・ 女性相談センターに婦人相談員を配置し、困難な問題を抱える要保護女子の相談に応じる。
 - 婦人保護費（女性相談センター費、婦人保護施設費）（子ども家庭課）
 - ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、各般の相談に応じ、指導、一時保護及び自立支援のための情報提供等を行う。
- ひとり親家庭等への支援
 - ひとり親家庭等日常生活支援事業（子ども家庭課）
 - ひとり親家庭等就労支援対策事業（ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業）（子ども家庭課）
 - ・ 母子家庭の母等の個々の家庭状況、職業適性、就業経験等に応じ、一貫した就業支援サービスを提供する。また、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決め等専門家による相談体制の整備などを総合的に行う。

- 相談・指導・助言の実施
 - 母子・父子自立支援員等設置事業（子ども家庭課）
- イ 保護者の生活支援
 - 生活困窮者の自立支援
 - 生活困窮者自立支援事業【再掲】（社会福祉課）
 - 生活保護費の支給と自立支援
 - 生活保護費【再掲】（社会福祉課）
 - ・ 生活に困窮する者のその困窮の程度に応じ，必要な保護を行い，その最低限度の生活を保障するとともに，その自立を助長する。
 - 保育等の確保
 - 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）【再掲】
（子育て支援課）
 - 地域子ども・子育て支援事業（子育て短期支援事業）【再掲】
（子育て支援課）
 - 地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業）【再掲】
（子育て支援課）
 - ファミリー・サポート・センターの設置促進
 - 仕事と家庭両立支援事業【再掲】（雇用労政課）
 - ・ 国や市町村と連携を図りながらファミリー・サポート・センターの設置を促進
 - ・ 啓発用リーフレットの作成
 - ・ 県広報誌「労働かごしま」等による広報・啓発
 - ・ 未設置市町村への指導・助言・情報提供
 - ひとり親家庭等に対する日常生活の支援
 - ひとり親家庭等日常生活支援事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ ひとり親家庭等が修学等や疾病等により，一時的に支援等のサービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する。
- ウ 子どもの生活支援
 - 生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援
 - 生活困窮者自立支援事業【再掲】（社会福祉課）
 - ・ 生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立の促進を図るため，相談対応を行い，就労や家計管理，子どもの学習等の支援を包括的に実施
 - 里親制度の普及・啓発等
 - 児童保護措置費【再掲】（子ども家庭課）
 - 子どもの成長過程に応じた望ましい食生活習慣の定着
 - 母子保健医療推進事業【再掲】（子ども家庭課）

- ・ 鹿児島県の母子保健情報のホームページへの掲載
- 母子保健従事者研修事業【再掲】(子ども家庭課)
- 女性健康支援センター事業【再掲】(子ども家庭課)
- 学校給食指導事業【再掲】(保健体育課)
- ・ 学校給食における衛生管理及び学校給食を核にした食に関する指導についての研修会を実施し、より一層の衛生管理の徹底と学校給食関係者の資質の向上を図る。
- 【新規】みんなで支える家庭教育推進事業【再掲】(社会教育課)
- 子ども・子育て総合推進事業(子育て支援課)
 - ・ 子ども・子育て支援会議の子どもの生活対策支援部会の実施
- 児童福祉法施行事務費【再掲】(子育て支援課)
- 私立学校指導助成事務(私立幼稚園事務)【再掲】(子育て支援課)
- 子ども食堂への支援

- 【新規】子ども食堂立上げ応援プロジェクト【再掲】(子育て支援課)
 - ・ 支援企業等を含めたネットワーク会議の開催や登録制度による支援のマッチング、活動状況の広報、相談窓口の開設、既存制度を活用した活動支援など、子ども食堂の取組を総合的に支援

エ 子どもの就労支援

- 生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援
 - 生活困窮者自立支援事業【再掲】(社会福祉課)
- 自立に向けた継続的養育の支援
 - 児童保護措置費【再掲】(子ども家庭課)
- 職業的自立に向けた就労支援
 - 若年者就職支援デュアルシステム(雇用労政課)
 - ・ フリーター等を含む若年者の就職促進を図るため、企業実習を組み合わせた職業訓練を実施し、企業ニーズに即応した人材を育成。
 - 若者のための県内就職応援事業(若者就職サポートセンター管理運営事業)

(雇用労政課)

 - ・ 職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーや職業相談、職業紹介などの実施

オ 住宅に関する支援

- 県営住宅入居における当選倍率優遇方式の実施(住宅政策室)
 - ・ ひとり親世帯、未就学児を持つ世帯、多子世帯について、当選倍率有数方式を実施。

- 子育て世帯等を受け入れる民間賃貸住宅の登録・情報発信【再掲】（住宅政策室）
 - ・ 子育て世帯を含む住宅確保要配慮世帯の居住の安定を図るため、住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅(空き家の活用を含む。)の登録・情報発信
 - 県営住宅における家賃の減免（住宅政策室）
 - ・ 県営住宅入居者のうち所得が著しく低い入居者の居住の安定を図るため減免を実施。
 - 生活困窮者の自立支援
 - 生活困窮者自立支援事業【再掲】（社会福祉課）
 - 母子父子寡婦福祉資金の貸付
 - 母子父子寡婦福祉資金貸付事業【再掲】（子ども家庭課）
- カ 児童養護施設退所者等に関する支援**
- 代替養育を受けている子どもの家庭復帰に向けた支援
 - 児童保護措置費【再掲】（子ども家庭課）
 - アフターケアの充実
 - 児童保護措置費【再掲】（子ども家庭課）
 - 子どもの成長や就労の支援
 - 児童保護措置費【再掲】（子ども家庭課）
- キ 支援体制の強化**
- 市町村の取組の支援
 - ハイリスク母子保健対策事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 母子保健従事者研修事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換の促進
 - 児童保護措置費【再掲】（子ども家庭課）
 - 里親支援の充実
 - 児童保護措置費【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 里親制度のホームページ，県広報誌（県政かわら版）等による制度周知や各種研修会への講師派遣による説明会の開催とともに，専門里親等にファミリーホームへの移行を働きかけることにより，ファミリーホーム開設を促進する。
 - 「子ども虐待防止ネットワーク会議」の開催
 - 児童虐待防止対策事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 「子どもSOS地域連絡会議」の開催
 - 児童虐待防止対策事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 児童家庭支援センターの運営に対する支援
 - 児童家庭支援センター運営費補助事業（子ども家庭課）

- 社会福祉法人等による児童家庭センターの設置運営に対する支援
- 児童相談所の人員体制の強化
 - 児童虐待防止関連事業【再掲】（子ども家庭課）
- 児童相談所の職員の資質向上，専門性の確保（子ども家庭課，児童相談所）
 - 児童虐待防止関連事業【再掲】（子ども家庭課）
- 児童相談所の業務の見直し
 - 児童虐待防止関連事業【再掲】（子ども家庭課）
- マイナンバーの利用による各種手続きの負担軽減
 - 児童扶養手当等の申請手続きにおいて，町村における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用し，添付書類の省略を推進。
- 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進
 - 生活困窮者自立支援事業【再掲】（社会福祉課）
- 相談職員の資質の向上
 - 生活困窮者自立支援事業（実施体制強化事業）（社会福祉課）
 - 生活困窮者自立支援事業従事者等を対象に研修を実施
- ひとり親家庭の交流促進
 - 鹿児島県母子寡婦福祉連合会運営費補助事業（子ども家庭課）
 - 母子家庭の母と子のふれあいの場と会員相互の連携を深めるため，研修会等を実施

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ア 職業生活の安定と向上のための支援

- 仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりの促進
 - 労使関係安定促進事業（労働問題懇話会），労使関係近代化促進事業
(雇用労政課)
 - 労働問題相談事業（雇用労政課）
 - 県民からの多岐にわたる労働相談などへの対応と労働関係法令の周知・啓発を図る。

イ ひとり親に対する就労支援

- 経済的自立に向けた就労支援
 - 若者のための県内就職応援事業（若者就職サポートセンター管理運営事業）
【再掲】（雇用労政課）
- ひとり親家庭等に対する職業訓練
 - 雇用セーフティネット対策事業（母子家庭等の母等に対する職業訓練）
(雇用労政課)

- 長期失業状態にある母子家庭の母等に職業訓練を実施する。
 - ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援
 - ひとり親家庭等就労支援対策事業（子ども家庭課）
 - 就業相談や就業支援講習会を実施するとともに、養育費の取り決めなど弁護士等の専門家による特別相談を実施
 - 職業能力開発のための講座受講料の一部を支給するほか、資格取得のための養成機関で1年以上修学する際、資格取得期間中の生活費の一部を支給
 - 一時預かり等の支援
 - 地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業）【再掲】（子育て支援課）
 - 私立学校助成事業（預かり保育推進事業補助）【再掲】（子育て支援課）
 - 私立学校助成事業（休業日預かり保育推進事業補助）
 - 【再掲】（子育て支援課）
 - ひとり親家庭等に対する日常生活の支援
 - ひとり親家庭等日常生活支援事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ひとり親家庭への親の学び直し
 - 生活保護費【再掲】（社会福祉課）
 - 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進
 - 生活困窮者自立支援事業【再掲】（社会福祉課）
- ウ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
 - 生活保護費の支給と自立支援
 - 生活保護費【再掲】（社会福祉課）
 - 経済的自立に向けた就労支援
 - 若者のための県内就職応援事業（若者就職サポートセンター管理運営事業）【再掲】
 - （雇用労政課）
 - 生活困窮者に対する就労及び就労準備の支援
 - 生活困窮者自立支援事業【再掲】（社会福祉課）
 - 生活保護受給者への就労支援
 - 就労自立給付金（社会福祉課）
 - 生活保護脱却時に生じる税・社会保険料等の負担に備えて、受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労による保護廃止に際して、給付金を支給する。
 - 生活保護費【再掲】（社会福祉課）
- ④ 経済的支援
 - ア 経済的支援
 - 児童手当の支給

- 児童手当支給事業【再掲】(子育て支援課)
 - ・ 中学校卒業までの児童のいる世帯への手当の支給
- 児童扶養手当の支給
 - 児童扶養手当給付事業【再掲】(子ども家庭課)
 - ・ 父又は母と生計を同一にしていない(もしくはそれに準ずる)児童が育成される家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図るため、手当を支給
- ひとり親家庭の養育費の確保支援
 - ひとり親家庭等就労支援対策事業(ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業【再掲】(子ども家庭課))
- 就学援助制度等の実施
 - 要保護、準要保護児童生徒援助費(学用品費等)【再掲】(義務教育課)
 - ・ 経済的理由によって、就学困難と認められる児童または生徒もしくは就学予定者の保護者に対して必要な支援を行う。(事業主体：市町村)
 - 特別支援教育就学奨励費事業【再掲】(義務教育課)
 - ・ 特別支援学校への就学の特殊事業をかんがみ、これらの学校へ就学する幼児児童生徒の保護者等に対し、保護者の経済的負担能力に応じて就学に必要な経費の援助を行う。
 - 要保護、準要保護児童生徒援助費(給食費、医療費)【再掲】(保健体育課)
 - ・ 経済的理由によって、就学困難な児童・生徒に対し、就学に必要な経費を援助する。
- 奨学のための給付金
 - 奨学のための給付金【再掲】(高校教育課)
 - 奨学給付金事業(私立)【再掲】(学事法制課)
 - ・ 私立高等学校に通う生徒の授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、所得要件を満たす世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給
- 高校生・大学生等に対する奨学金の貸与
 - 育成財団奨学事業【再掲】(総務福利課)
- 幼児教育・保育の無償化
 - 子どもための教育・保育給付事業【再掲】(子育て支援課)
 - 子育てのための施設等利用給付事業【再掲】(子育て支援課)
 - 無償化支援等事業【再掲】(子育て支援課)
- 県営住宅における家賃の減免【再掲】(住宅政策室)
 - ・ 県営住宅入居者のうち所得が著しく低い入居者の居住の安定を図るため減免を実施。
- ひとり親家庭等に対する医療費助成

- ひとり親家庭医療費助成事業（子ども家庭課）
 - ・ 母子家庭・父子家庭等の健康を保持するため，医療費の助成を行う市町村に対し，県がその経費の一部を補助する。
 - 子ども医療給付制度の充実
 - 乳幼児医療給付事業【再掲】（子ども家庭課）
 - 母子父子寡婦福祉資金の貸付
 - 母子父子寡婦福祉資金貸付事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 母子家庭等に対し，経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り，あわせて児童の福祉を増進するため必要な資金の貸付を行う。
 - たすけあい資金の貸付
 - ひとり親家庭等たすけあい資金貸付事業（子ども家庭課）
 - ・ ひとり親の緊急な出費に対応するため，生活資金等の一時的に必要なとなる小口資金の貸付を行う。
 - 生活福祉資金（教育支援資金）の貸付
 - 生活福祉資金貸付補助事業【再掲】（社会福祉課）
 - ・ 低所得世帯に属する者に対し，高等学校，大学又は高等専門学校の就学等に必要な資金の貸し付けと必要な相談支援を行う。
 - 進学準備給付金の支給
 - 進学準備給付金【再掲】（社会福祉課）
 - ・ 生活保護世帯の子どもが大学等に進学した際に，新生活立ち上げ費用として一時金を支給。
 - 生活保護費の支給と自立支援
 - 生活保護費【再掲】（社会福祉課）
 - 生活保護世帯への進学費用等の負担軽減
 - 生活保護費【再掲】（社会福祉課）
- ⑤ 施策推進への支援等
- ア 地域における施策推進への支援
- 子どもの貧困に関する県民の理解促進
 - ・ 県政出前セミナーの職員派遣や子ども食堂アドバイザーの派遣等により，県民への理解を図る。
 - 人権啓発推進事業【再掲】（人権同和对策課）
 - ・ 人権同和问题に対する県民の正しい理解と認識を深めるため県人権教育
 - ・ 啓発基本計画等に基づき，各種啓発活動を行う。
 - 子どもの生活支援対策の周知

- 【新規】子ども食堂立上げ応援プロジェクト（子育て支援課） 再掲
 - ・ 支援企業等を含めたネットワーク会議の開催や登録制度による支援のマッチング，活動状況の広報，相談窓口の開設，既存制度を活用した活動支援など，子ども食堂の取組を総合的に支援

- 市町村における子どもの貧困対策計画の策定等に対する支援
 - ・ 市町村の子どもの貧困対策計画の策定等に対する助言等を行う。
- 施策の実施状況等の検証
 - 児童母子管理運営費（運営管理等事務費）（子育て支援課）
 - 子ども・子育て支援会議の「子どもの生活支援対策部会」において，具体的施策の実施状況や課題等の検証を行う。

（3）母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援

① 子育て支援や生活支援策の推進

ア 子育て支援や生活支援策の推進

- 県営住宅入居における当選倍率優遇方式の実施【再掲】（住宅政策室）
 - ・ ひとり親世帯，未就学児を持つ世帯，多子世帯について，当選倍率優遇方式を実施。
- 相談・指導・助言の実施
 - 母子・父子自立支援員等設置事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 生活一般，職業能力の向上及び求職等に関する相談支援，母子父子寡婦福祉資金の償還指導等を行う母子・父子自立支援員を設置。
- ひとり親家庭等に対する日常生活の支援
 - ひとり親家庭等日常生活支援事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ ひとり親家庭等が修学等や疾病等により，一時的に支援等のサービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する。
- ひとり親家庭の交流促進
 - 鹿児島県母子寡婦福祉連合会運営費補助事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 母子家庭の母と子のふれあいの場と会員相互の連携を深めるため，研修会等を実施。
- 子どもの生活支援対策の周知
 - 【新規】子ども食堂立上げ応援プロジェクト【再掲】（子育て支援課）

② 就業支援策の推進

ア 就業支援策の推進

- ひとり親家庭等に対する職業訓練
 - 雇用セーフティネット対策事業（母子家庭等の母等に対する職業訓練）
【再掲】（雇用労政課）
 - ・ 長期失業状態にある母子家庭の母等に職業訓練を実施する。
- ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援
 - ひとり親家庭等就労支援対策事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 就業相談や就業支援講習会を実施するとともに、養育費の取り決めなど弁護士等の専門家による特別相談を実施
 - ・ 職業能力開発のための講座受講料の一部を支給するほか、資格取得のための養成機関で1年以上修学する際、資格取得期間中の生活費の一部を支給
- 相談・指導・助言の実施
 - 母子・父子自立支援員等設置事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 生活一般、職業能力の向上及び求職等に関する相談支援，母子父子寡婦福祉資金の償還指導等を行う母子・父子自立支援員を設置

③ 養育費の確保支援の推進

ア 養育費の確保支援の推進

- 養育費の確保支援
 - ひとり親家庭等就労支援対策事業（ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業）【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ ひとり親家庭の親等の自立促進を図るため，特別相談，就業相談，就業支援講習会，託児サービス等を実施する。

④ 経済的支援策の推進

ア 経済的支援策の推進

- ひとり親家庭等に対する医療費助成
 - ひとり親家庭医療費助成事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 母子家庭・父子家庭等の健康を保持するため，医療費の助成を行う市町村に対し，県がその経費の一部を補助する。
- 児童扶養手当の支給
 - 児童扶養手当給付事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 父又は母と生計を同一にしていない（もしくはそれに準ずる）児童が育成される家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図るため，手当を支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付

- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業【再掲】(子ども家庭課)
 - ・ 母子家庭等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するため必要な資金の貸付を行う。
- たすけあい資金の貸付
 - ひとり親家庭等たすけあい資金貸付事業【再掲】(子ども家庭課)
 - ・ ひとり親の緊急な出費に対応するため、生活資金等の一時的に必要なとなる小口資金の貸付を行う。
- 幼児教育・保育の無償化
 - 子どもための教育・保育給付事業【再掲】(子育て支援課)
 - 子育てのための施設等利用給付事業【再掲】(子育て支援課)
 - 無償化支援等事業【再掲】(子育て支援課)
- 実費徴収にかかる補足給付
 - 地域子ども・子育て支援事業【再掲】(実費徴収に係る補足給付事業)
(子育て支援課)

(4) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進

① 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

ア 有害環境浄化活動の推進

- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
 - 青少年非行防止対策事業(人身安全・少年課)
 - ・ 非行防止教室等や大型電光掲示板、ラジオによる広報啓発活動
 - ・ カラオケ・コンビニ等への街頭補導の実施
- 青少年環境づくりの推進
 - 青少年環境づくり推進事業【再掲】(青少年男女共同参画課)
 - ・ 「郷土に学び・育む青少年運動」の推進、青少年保護育成審議会、青少年環境づくり懇談会の開催、青少年保護育成条例に基づく有害図書等を販売する店舗等への立入調査の実施、青少年環境情報誌「ヘルシーユースかごしま」の作成・配布、青少年安心ネットづくり促進会議の開催
- 県民の総力をあげて犯罪をなくす県民運動の展開
 - 暮らし安全・安心まちづくり推進事業【再掲】(暮らし共生協働課)
- 薬物乱用を許さない環境づくりの促進
 - 薬物乱用防止対策事業(薬務課)
 - ・ 青少年を中心とした街頭キャンペーン、薬物乱用防止指導員による各種会合等での講話、県内の中学校及びその他希望する学校の生徒を対象に、薬物乱用防止啓発教育を実施
 - 危険ドラッグ対策事業(薬務課)

- ・ 危険ドラッグの有害性を広報するための資材の作製及び配布，各種会合等での講習の実施。

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

ア 性教育，喫煙・飲酒，薬物乱用防止教育の推進

- 正しい性の知識の提供と子どもたちが自ら決定できる能力獲得への取組の推進
 - 女性健康支援センター事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 思春期から更年期に至る女性に対し，婦人科的疾患及び更年期障害，望まない妊娠を含む妊娠，出産についての悩み，女性の健康に関する相談指導や情報提供を行う。
 - エイズ予防対策事業【再掲】（健康増進課）
 - ・ HIV感染やエイズの発症を予防するための正しい知識の普及啓発を行うとともに，HIV感染が疑われる者等に検査，相談を実施する。また，相談・指導業務に従事する職員等に対する研修等を実施する。
- 喫煙・飲酒，薬物乱用防止教育の推進

● 【新規】薬物乱用防止教育等推進事業（保健体育課）

- ・ 地域の薬剤師や保健所職員等を講師として，学校保健関係者，保護者等を対象に県内2地区で薬物乱用防止教育研修会を開催する。

● 薬物乱用防止対策事業【再掲】（薬務課）

- ・ 青少年を中心とした街頭キャンペーン，薬物乱用防止指導員による各種会合等での講話，県内の中学校及びその他希望する学校の生徒を対象に，薬物乱用防止啓発教育を実施

● 青少年非行防止対策事業（非行防止教室）（人身安全・少年課）

- ・ 少年による大麻，覚せい剤等の薬物乱用防止に向けた薬物乱用防止教室の開催やキャンペーン，ラジオやツイッターによる広報啓発活動の実施

イ 思春期の子どもの心のケアに関する支援体制の充実

- ストレス等に対する指導・助言体制づくりの推進
 - 母子保健従事者研修事業【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 保健所，市町村，関係機関の各地域で母子保健活動に従事している母子保健指導者，母子保健推進員等母子保健関係者に対する研修会を開催。
 - スクールカウンセラー配置事業【再掲】（義務教育課）
 - スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】（義務教育課）
 - 子供のこころのSOS相談事業（義務教育課）

- ・ 臨床心理士等の派遣やSNSを通じた相談体制の構築，SOSの出し方に関する教育を充実させることにより，児童生徒が悩みを抱えたときに相談できる体制を整え，自殺の未然防止を図る。

(5) 子ども・若者の社会的自立の支援

① 不登校・ひきこもり等の子ども・若者への支援

ア 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援

- 子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援
 - 若者自立支援対策推進事業（青少年男女共同参画課）
 - ・ かごしま子ども・若者総合相談センターの運営等による子ども・若者の相談対応・支援
 - ・ 子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援
- ひきこもりの支援体制の整備
 - ひきこもり対策推進事業（障害福祉課）
 - ・ ひきこもり対策を推進するための体制を整備し，ひきこもり本人の自立を推進し，本人及び家族等の福祉の増進を図る。
- 職業的自立に向けた就労支援
 - 若年者就職支援デュアルシステム【再掲】（雇用労政課）
 - ・ フリーター等を含む若年者の就職促進を図るため，企業実習を組み合わせた職業訓練を実施し，企業ニーズに即応した人材を育成
 - 若者のための県内就職応援事業(若者就職サポートセンター管理運営事業)【再掲】（雇用労政課）
 - ・ 職業適性診断・指導やカウンセリング，各種支援セミナーや職業相談，職業紹介などの実施
- 不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進

- 【新規】高校生の未来サポートスタッフ配置事業【再掲】（高校教育課）
 - ・ 企業の管理職経験者等をキャリアサポートセンター等に配置し，県内就職支援をするとともに，出前授業やインターンシップ等の取組をさらに充実させ，生徒の職業観，勤労観を醸成するためのキャリア教育の促進を図る。

 - スクールカウンセラー配置事業【再掲】（義務教育課）
 - スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】（義務教育課）
- 「性的マイノリティ」に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の推進

- 人権教育推進事業【再掲】（人権同和教育課）
 - ・ 教職員に対する研修会や訪問指導を実施し、「性的マイノリティ」に対する正しい理解と認識を深め、各学校における相談体制の充実や支援体制の確立を図る。

（6）社会的養育の充実・強化

① 代替養育体制の充実

ア 里親等への委託の推進

- 里親制度の普及・啓発等
 - 児童保護措置費【再掲】（子ども家庭課）
- 里親支援の充実
 - 児童保護措置費【再掲】（子ども家庭課）

イ 児童養護施設等の機能の充実

- 施設の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換の促進
 - 児童保護措置費【再掲】（子ども家庭課）
 - ・ 施設の新築や改築，増築の際には，小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先する。
- 施設の専門性の向上
 - 児童保護措置費【再掲】（子ども家庭課）
- 学習指導の強化
 - 児童保護措置費【再掲】（子ども家庭課）
- 就労支援の充実
 - 児童保護措置費【再掲】（子ども家庭課）
- 自立に向けた継続的養育の支援
 - 児童保護措置費【再掲】（子ども家庭課）
- アフターケアの充実
 - 児童保護措置費【再掲】（子ども家庭課）

5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

（1）良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 仕事と生活の調和実現に向けた普及啓発

- 仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりの促進
 - 労使関係近代化促進事業【再掲】（雇用労政課）

- 男女ともに仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりを推進するため、広報誌「労働かごしま」の発行や労働セミナーの開催、労働条件等の調査・公表による周知・啓発
 - 労使問題相談事業【再掲】（雇用労政課）
 - 県民からの多岐にわたる労働相談などへの対応と労働関係法令の周知・啓発を図る。
- 「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介
 - 子育て応援企業登録事業【再掲】（雇用労政課）
 - 一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法に基づく。）を策定した旨を労働局に届け出ており、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録
 - 登録企業の名称・取組内容等を県ホームページ、広報誌、ハローワークや若者就職サポートセンターにおける各就職窓口等において紹介
- 「かごしま『働き方改革』推進企業」の認定・紹介
 - かごしま「働き方改革」推進事業（雇用労政課）
 - 長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備など、働き方改革に取り組む企業を「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定・紹介し、県内企業の積極的な取り組みを推進
- 「育児の日」の普及促進
 - 「育児の日」（毎月19日）の普及事業【再掲】（子育て支援課）
 - 「育児の日」について、県の特定事業主行動計画に記載するとともに、「育児の日」の前後を含めた連続休暇の取得促進について全庁に周知
 - 市町村や民間企業に対して、「育児の日」の周知と職場におけるノー残業デーや年休取得促進日の設定を依頼
- 「育児の日」の協力企業の登録・紹介
 - 「育児の日」協力企業の取組事例の紹介【再掲】（子育て支援課）
 - 「育児の日」をノー残業デーに設定するなどの取組を行う企業を「『育児の日』協力企業」として登録
- 男性の家事・育児参加促進
 - 男性の家事・育児参加促進事業（地域少子化対策強化事業）【再掲】
(子育て支援課)
 - 「かごしまイクメン応援サイト」による情報発信や男性の家事・育児参加を促進するガイドブックの作成など、男性の家事・育児参加への機運を醸成することで、地域における男性（父親）の積極的な家事・育児参加を促進

- 女性活躍推進に取り組む企業への支援
 - どんどん鹿児島女性の活躍応援事業（男女共同参画室）
 - ・ 女性の活躍推進に取り組む中小企業に社会保険労務士等の専門家を派遣し、社内の意識改革のための研修等を実施
- 「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」の登録・紹介
 - 鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度（男女共同参画室）
 - ・ 女性が働きやすい環境づくりなど、それぞれの状況に応じた取組を宣言する企業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」として登録・紹介し、企業の自主的な取組を支援
- 女性活躍を推進するフォーラム等の実施
 - 女性が活躍できる企業応援事業（女性がいきいきと仕事ができる社会づくり事業）（男女共同参画室）
 - ・ 企業トップ等を対象とした女性活躍推進フォーラムの開催や女性活躍推進アドバイザーの派遣により、働く女性が能力を発揮できる職場づくりを推進
 - ・ 男性の育児・介護への参画を促進するため、職場の管理職を対象とした研修会を開催するほか、企業向けのガイドブックを作成し情報を発信
 - 女性のキャリアアップ支援事業（女性がいきいきと仕事ができる社会づくり事業）（男女共同参画室）
 - ・ 働く女性の意欲の向上や能力開発を支援するため、異業種交流会やキャリアデザインセミナーを開催するほか、経済団体の女性組織と女性活躍推進に向けた意見交換等を実施
- 県建設工事入札参加資格の格付における技術事項等評価点数への加算
 - 建設業指導監督事業（監理課）
 - ・ 県が発注する建設工事の入札参加資格の取得を希望する建設業者が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届け出している場合、技術事項等評価点数に加算

（2）仕事と子育ての両立のための環境整備の促進

① 仕事と子育ての両立のための環境整備

ア 子育てと仕事を両立させやすい環境づくり

- 保育所及び認定こども園の整備促進
 - 安心こども基金総合対策事業【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 保育所及び認定こども園の整備に要する経費の一部を助成
- 放課後児童クラブの整備促進

- 児童健全育成対策事業（放課後児童クラブ施設整備費）【再掲】
(子育て支援課)
- 利用者支援の実施促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業）【再掲】（子育て支援課）
- 延長保育の実施促進
 - 地域子ども・子育て支援事業【再掲】（延長保育事業）（子育て支援課）
 - ・ 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日数及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行う延長保育の実施促進
- 地域子育て支援拠点の設置促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業）【再掲】
(子育て支援課)
- 一時預かり事業の実施促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業）【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進
 - 私立学校助成事業（預かり保育推進事業補助）【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 私立幼稚園における預かり保育の実施に要する経費の一部を助成
 - 私立学校助成事業（休業日預かり保育推進事業補助）
【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 保護者や地域ニーズに対応するとともに、保護者及び幼稚園の経費負担の軽減を図るため、幼稚園の休業日及び長期休業日において「預かり保育」を実施する子育て支援策に意欲的な私立幼稚園に対し助成
- 病児保育の実施促進

- 【新規】子ども・子育て支援総合対策事業（病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業）【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 保育所等において、病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備を行い、病児の受入れ可能な施設の拡大を図る

 - 地域子ども・子育て支援事業（病児保育事業）【再掲】（子育て支援課）
 - ・ 病気の子どもを一時的に保育するほか、預かりや保育中に体調不良となった場合に看護師等を活用した緊急的な対応を図り、児童の福祉の向上を図る。

- 子育て短期支援の実施促進
 - 地域子ども・子育て支援事業（子育て短期支援事業）【再掲】
(子育て支援課)
 - ・ 家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う短期預かり事業の実施促進
- 「育児の日」の普及促進
 - 「育児の日」(毎月19日)の普及事業【再掲】(子育て支援課)
- 「育児の日」協力企業の登録・紹介
 - 「育児の日」協力企業の取組事例の紹介【再掲】(子育て支援課)
- ファミリー・サポート・センターの設置促進
 - 仕事と家庭両立支援事業【再掲】(雇用労政課)
 - ・ 国や市町村と連携を図りながらファミリー・サポート・センターの設置を促進
 - ・ 啓発用リーフレットの作成
 - ・ 県広報誌「労働かごしま」等による広報・啓発
 - ・ 未設置市町村への指導・助言・情報提供

(3) 雇用の場の確保

① 県内雇用の確保と創出

ア 働く場の創出

- 新たな起業家の育成支援
 - 起業家スタートアップ支援事業【再掲】(産業立地課)
 - ・ 起業のために要する負担を軽減することで起業しやすい環境を整備し、新たな雇用の創出や、若者・女性の活躍の場の拡大、地域活性化を図るとともに、県内における起業及び大学発ベンチャー等の創出を促進するため、大学等に眠る技術シーズや、地域への経済波及効果が高い事業等の発掘及び育成等を図る。
- 創業や新分野進出等に取り組む製造業者への支援
 - 中小製造業者創業・新分野進出等支援事業(産業立地課)
 - ・ 地域経済の活性化や雇用機会の確保を図るため、創業や新分野への進出等に取り組む中小製造業者等の社内中核人材の育成、経営計画の策定、研究開発、設備投資等を支援し、また独自の技術を用いた新産業の創出を目指す取組の研究開発等を支援
- 企業立地の促進

- 企業立地促進補助事業（産業立地課）
 - ・ 本県経済の浮揚と雇用機会の創出を図るため、企業が行う設備投資にかかる経費の補助，進出企業が行う設備の増設・更新等に要する経費の補助に加え，本社機能の移転に伴う経費を補助
- 農林水産業における担い手の確保・育成
 - 林業担い手確保・育成総合対策事業（森林経営課）
 - ・ 林業担い手の確保・育成を図るため，若年者等を対象とした林業就業相談や雇用情報の提供を行うとともに，新規就業に必要な知識や技術に関する研修，労働安全衛生法に基づく技能講習や特別教育などを総合的に推進
 - 農業人材確保対策事業（経営技術課）
 - ・ 担い手の経営発展につながる経営課題等の解消に向けて，各種研修会等の開催や経営発展につながる経営相談体制を構築
 - 新規漁業就業者定着推進事業（水産振興課）
 - ・ 漁業就業相談への対応，漁業労働力の需給の収集提供を行う。また，国，県主催の就業相談会において，就業相談窓口の設置等を実施
 - ・ 漁業就業に興味を持つ人に対し，就業に必要な知識等の講習や漁業体験を行うほか，より実践的な漁労実習，漁村適応研修，座学研修（4ヶ月程度）を実施
- 観光産業の振興
 - 魅力ある観光地づくり事業（観光課）
 - ・ 県内外で開催される大規模イベントや本県の魅力ある観光資源を生かし，関係団体と連携しながら国内外からの誘客を促進することにより，観光産業の振興を図る。
 - 海外誘客ステップアップ事業（観光課）
 - ・ 国際航空路線の就航状況や，本県にとっての市場の有望性などに応じて，海外セールスや現地でのプロモーションなど各種インバウンド対策を官民一体となって戦略的に展開
 - 観光かごしま大キャンペーン推進事業（観光課）
 - ・ 本県主要観光地等が一体となり，本県の魅力を全国に向けてPRし，観光客の定着化，開業効果の拡大，さらなる誘客促進を図る。
 - 国内誘客プロモーション事業（観光課）
 - ・ 観光需要を的確に把握して，観光客の世代や性別のみならず，趣味や関心事などの違いに応じた情報発信を行うとともに，増加する個人客へ効果的なプロモーションを実施することにより，観光客の誘致促進を図る。
 - 地域観光資源磨き上げ事業（観光課）

- ・ ボランティアガイドの人材育成，ユニバーサルツーリズムの普及啓発を行い，観光客の満足度向上を図る。

イ 県内雇用の促進

- 若年者等に対する就職支援
 - 若者のための県内就職応援事業【再掲】（雇用労政課）
 - ・ 若年者の県内定着とUターン就職希望者の県内就職を促進するため，県内外での企業情報の提供や県外大学と就職支援に関する連携を図る。
 - 総合雇用戦略推進事業（県内就職ローラー作戦）【再掲】（雇用労政課）
 - ・ 経済団体や県内企業に対する求人枠の確保や雇用の維持，労働者の処遇改善等の要請の実施
 - ふるさと人材確保事業【再掲】（雇用労政課）
 - ・ 県内企業の人材確保と鹿児島県へのUターン希望者の就職を促進
- 女性に対する再就職支援
 - 鹿児島いきいき働き方改革事業（女性のための再就職支援医業）（雇用労政課）
 - ・ 出産・育児等により就労を中断し，再就職を希望している女性に対し，再就職に必要な知識やスキル等を向上させる研修及び職場体験を取り入れた研修を実践することで，女性の就職を支援
- 正社員化・処遇改善の促進
 - 労使関係近代化促進事業【再掲】（雇用労政課）
 - ・ 男女ともに仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりを推進するため，広報誌「労働かごしま」の発行や労働セミナーの開催，労働条件等の調査・公表による周知・啓発
 - 雇用セーフティネット対策事業（長期高度人材育成コース）【再掲】
（雇用労政課）
 - ・ 非正規雇用労働者の処遇改善に取り組む事業主に対する各種支援制度の普及・啓発
 - ・ 県立高等技術専門校等における「職業訓練の実施
- かごしま故郷人財確保・育成プロジェクトの推進
 - ふるさと鹿児島人財確保育成事業（商工政策課）
 - ・ かごしま故郷人財確保・育成プロジェクトに係る取組を推進することにより，鹿児島で働き，暮らすことのメリットの啓発や，県内産業の魅力アップ，外国人材を含む人材確保のための新たな仕組み作りなどに，経済界や関係団体とも連携し，「オール鹿児島」で取り組む。